

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会  
報告書

令和3年12月28日

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会

## 目次

はじめに.....	1
1. 住民記録システムの標準化と業務改革のあり方.....	3
(1) 地方公共団体の情報システムの標準化と業務改革.....	3
(2) 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用.....	4
(3) ガバメントクラウド上の地方公共団体のデータの国及び他の地方公共団体による参照.....	6
2. 住民基本台帳ネットワークシステムのあり方.....	7
(1) 住基ネットの意義・仕組み・各主体の役割.....	7
① 住基ネットの意義.....	7
② 住基ネットの仕組み.....	9
③ 都道府県の役割.....	9
④ 市町村の役割.....	10
(2) 今後の住基ネットのあり方.....	11
① ネットワーク構成.....	11
(i) 全国サーバのあり方.....	11
(ii) 都道府県サーバのあり方.....	12
(iii) CSのあり方.....	12
② 情報提供機能の強化.....	14
③ 住基ネットで提供・連携する情報.....	15
(i) 世帯情報の取扱い.....	15
(ii) DV等被害者支援措置に係る情報の取扱い.....	15
④ 本人確認情報の提供記録等のオンライン確認の仕組み.....	16
3. デジタル技術を活用した届出のあり方.....	17
(1) 住民基本台帳制度の意義.....	17
(2) 転入届・転居届のオンライン化.....	18
(3) 転入届・転居届のオンライン化と他制度との関係.....	20
(4) 転出届の取扱い.....	21
おわりに.....	23

参考資料 1 (構成員名簿) .....	25
参考資料 2 (検討スケジュール) .....	26
参考資料 3 (住民基本台帳制度の概要) .....	27
参考資料 4 (住民基本台帳と市町村の他の行政分野との連携) .....	29
参考資料 5 (住基ネットの概要) .....	30
参考資料 6 (住基ネットの役割) .....	31
参考資料 7 (住基ネットの法制度上の整理) .....	32
参考資料 8 (住基ネット最高裁判決 (H20.3.6) を踏まえたマイナンバー制度の設計) .....	33
参考資料 9 (住基法別表ごとの住基ネット利用事務・提供件数 (R2 年度) ) .....	34
参考資料 10 (マイナンバー制度を支える住基ネット) .....	35
参考資料 11 (住基ネットの回線構成図) .....	36
参考資料 12 (住基ネットの各サーバの主な役割・機能) .....	37
参考資料 13 (住基ネットにおける都道府県の役割) .....	38
参考資料 14 (住基ネットにおける市町村の役割) .....	39
参考資料 15 (住基ネットのネットワーク構成の検討の方向性) .....	40
参考資料 16 (住基ネットにおけるプッシュ型の情報提供 (案) ) .....	41
参考資料 17 (住基ネット・住民基本台帳・住民記録システムで管理されている情報) .....	42
参考資料 18 (マイナンバー法別表第2に掲げる事務のうち世帯情報を利用している主な事務) .....	43
参考資料 19 (世帯情報の確認方法 (日本年金機構の例) ) .....	44
参考資料 20 (住民基本台帳事務における DV 等被害者支援措置の概要) .....	45
参考資料 21 (虚偽の住民異動届出の事例等) .....	47
参考資料 22 (住民基本台帳の情報を基に行われている主な行政事務) .....	48
参考資料 23 (転入届等を仮にオンライン化する場合の居住実態の確認方法) .....	49
参考資料 24 (転入届・転居届の際に併せて住民が行っている手続の例) .....	51
参考資料 25 (転出届の沿革) .....	52
参考資料 26 (転出・転入手続のワンストップ化) .....	53
参考資料 27 (住民の転出を契機として行われている手続・事務) .....	54
参考資料 28 (住民基本台帳法の制定・改正経緯) .....	56

## はじめに

- 住民基本台帳制度<sup>1</sup>は、昭和42年の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の制定により、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう」ものとして制度化され、「住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的」に運用されてきた<sup>2</sup>。
- 平成11年の住基法の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムが制度化され、市町村間の事務処理や国・地方の行政機関等への本人確認情報の提供に利用されるとともに、平成25年の番号利用法<sup>3</sup>の制定により導入されたマイナンバー制度を支える基本的な仕組みともなっている。
- 我が国では、令和元年5月に成立したデジタル手続法（令和元年法律第16号）<sup>4</sup>等により、国・地方を通じた行政手続のオンライン化・デジタル化が推進されていた中で、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、改めて政府・社会のデジタル化が強く求められ、令和3年2月、デジタル改革関連法案が第204回国会に提出され、令和3年5月、デジタル改革関連法<sup>5</sup>が成立した。

---

<sup>1</sup> 概要等について、参考資料3及び参考資料4参照。

<sup>2</sup> 昭和60年の改正により、現在の住基法第1条は、「この法律は、市町村（特別区を含む。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」となっている。

<sup>3</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）。

<sup>4</sup> 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律。

<sup>5</sup> デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）の6本の法律から構成される。

- 本検討会は、こうしたデジタル改革関連の制度改革の動向や昨今のデジタル技術の進展を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方を検討するため、令和3年6月に設置され、「住民記録システムの標準化と業務改革のあり方」、「住民基本台帳ネットワークシステムのあり方」及び「デジタル技術を活用した届出のあり方」の3つのテーマについて、検討を進めてきた。
- これらの3つのテーマに係る本検討会におけるこれまでの議論を整理するとともに、今後さらに深掘りして議論すべき論点等について、令和3年9月に、中間整理をとりまとめた。
- その後、「住民基本台帳ネットワークシステムのあり方」及び「デジタル技術を活用した届出のあり方」について、集中的に議論を深め、今般、本報告書を取りまとめた。

## 1. 住民記録システムの標準化と業務改革のあり方

### (1) 地方公共団体の情報システムの標準化と業務改革

- 地方公共団体の情報システムは、各団体が独自に構築・発展させてきた結果、各団体が個別に発注・維持管理や制度改正などに対応しており、人的・財政的な負担が生じている。また、情報システムの差異の調整が負担となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない、オンライン申請等の実施に必要な情報システムの改修の内容や規模が団体ごとに異なり、住民にとって利便性の高い ICT を活用した行政サービスの実施状況にも差が生じている、といった課題も指摘されている。
- こうした中で制定された標準化法は、国・地方の情報システムのトータルデザインの具体化を通じ、地方公共団体の情報システムの標準化を進めることにより、各団体が、情報システムに係る人的・財政的な負担を逡減しつつ、情報システムを利用できる環境を整えるとともに、オンライン申請やデータ連携など、手続の簡素化や迅速化による住民の利便性の向上、行政運営の効率化につながる機能を全国一斉に普及させるための基盤をつくるものである。
- 標準化法では、地方公共団体に対し、住民基本台帳事務などの標準化対象事務<sup>6</sup>を処理する情報システムについて、国が定める基準に適合させることを義務付けており<sup>7</sup>、今後、各団体においては、情報システムの標準化の目標時期とされる令和7年度に向けて、取組を加速させていくこととなる。
- その際には、情報システムの標準化を単なるシステム更改にとどめることなく、これを契機として、利用者目線で業務の効率化や改善を図ることや、標準化されたシステムや行政手続のオンライン化を前提に、バックオフィスを含む一連の業務をエンドトゥエンドでデジタル化できるよう、業務内容や業務プロセス、さらには組織体制を含めて抜本的に見直し、再構築すること、関連業務も含めたシステムの最適化などに取り組むことなど、業務改革を併せて推進することにより、地方公共団体のデジタル・トランスフォーメーションを進めることが求められる<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務をいう（標準化法第2条第1項）。

<sup>7</sup> 標準化法第8条第1項「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。」

<sup>8</sup> 地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないなどのデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められており、総務省では、地方公共団体が重点的に取り組む事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日）を策定し、「自治体DX推進手順書」（令和3年7月7日）を作成した。

- 特に、住民記録システムについては、その情報が、選挙、税、福祉などの様々な行政事務の基礎となっていることを踏まえ、他の事務のシステムとの関連性にも留意の上、行政手続のオンライン化やワンスオンリー、ワンストップの実現を図るための業務改革と併せて、標準化の取組を進めることが求められる。

## (2) 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用

- 標準化法では、「地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第 29 条<sup>9</sup>に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努める」こととされている<sup>10</sup>。
- 現在、国において、ガバメントクラウド<sup>11</sup>の整備及び地方公共団体における活用に向けた検討が進められており<sup>12</sup>、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和 7 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システム<sup>13</sup>へ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進めるとされている<sup>14</sup>。

<sup>9</sup> デジタル社会形成基本法第 29 条「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進（全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。）、個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。」

<sup>10</sup> 標準化法第 10 条参照。

<sup>11</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重点計画」という。）において、ガバメントクラウドとは、「政府情報システムについて、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁が共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境」であり、「複数のクラウドサービスを相互に接続する「マルチクラウド方式」で構築」することとされている。また、「令和 3 年度及び令和 4 年度は、地方公共団体による先行事業やデジタル庁ウェブサイトにおける利用を通じて、地方公共団体によるガバメントクラウドへの移行に係る課題やガバメントクラウドの運用方法等を確認しつつ、段階的に運用を開始」し、地方公共団体の情報システムについても「順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する」こととされている。

<sup>12</sup> 「重点計画」において、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化については、「基幹業務等のアプリケーション（複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーション）をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。」「ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する」とされている。

<sup>13</sup> 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう（「重点計画」）。

<sup>14</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「情報

- 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に当たっては、国において、ガバメントクラウドに関係する国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション事業者の4者の法的な責任関係を、想定される場面ごとに丁寧に整理することが求められる。
- まず、ガバメントクラウドの整備・運用に当たっては、国において、ガバメントクラウド及びその上で提供されるアプリケーションの安定的な運用や適切な情報管理、セキュリティ確保がなされるよう、クラウド事業者及びアプリケーション事業者が満たすべき個人情報保護措置及びセキュリティ上の条件を適切に設定し、それらの条件が満たされているかを継続的に確認するとともに、併せて、ネットワーク回線についても、十分な容量を確保することが求められる。
- また、地方公共団体がアプリケーションを選択する際に必要となる情報を開示することが望まれるとともに、アプリケーションを選択した後も、アプリケーションの動作やアプリケーション相互間の関係をモニタリングする仕組みにより、ガバメントクラウド上に構築されたアプリケーションの運用状況を可視化し、関係者が利用権限の範囲で共有できるようにすることが求められる。
- その上で、国においては、ガバメントクラウドによる地方公共団体の情報システムの利用環境の統一だけではなく、地方公共団体が、ガバメントクラウド及びその上で提供されるアプリケーションを利用する場合に、個人情報保護及びセキュリティ確保の観点から、住民情報の適正管理や利用権限のコントロールを行うことを確実に担保する仕組みについて、個人情報保護法制（条例を含む。）や過去の判例との整合性にも留意の上、整理・構築するとともに、そのことを丁寧に説明し、ガバメントクラウドの透明性を確保することが求められる。
- 加えて、情報漏洩や滅失など、何らかの不具合が様々な要因により生じ得ることを前提に、そうした場合におけるバックアップの方法や住民への影響に対する措置なども含め、国・クラウド事業者・アプリケーション事業者の責任分界点についても、具体的なユースケースごとに適切に定めることができるよう、国において、基本的な考え方を整理することが求められる。
- 上記のような法制度や責任分界の議論を進める際には、自治体クラウドに関する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）のノウハウを活用することが考えられる。

---

システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、「デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、」地方公共団体の基幹業務システムの「統一・標準化を目指す」ものとされている。

(3) ガバメントクラウド上の地方公共団体のデータの国及び他の地方公共団体による参照

- 地方公共団体が、ガバメントクラウド上にその保有する住民情報を載せるかどうかは、地方公共団体の任意であり、載せる場合にも、データのオーナーシップやコントロール権限は、あくまでも各地方公共団体にある。
- その上で、ガバメントクラウド上の地方公共団体のデータについて、国や他の地方公共団体が、その業務を遂行する上で参照することを可能とする仕組みを作るのであれば、地方公共団体の意見を尊重する必要があるとともに、地方公共団体が保有する住民の個人情報を保護する観点から、国や他の地方公共団体によるその収集や利用の目的の明確化、目的外利用・提供の制限等が必要となる。
- このため、国においては、具体的なユースケースを想定し、どのような場面でどのような事務のためにどのような方法で参照するのか、また、参照する際の条件や取扱いのあり方について、地方公共団体の保有する住民の個人情報の提供・利用・取扱い等に関してこれまでの司法判断で示された憲法解釈等を踏まえつつ、あらかじめ法制化することが求められる。

## 2. 住民基本台帳ネットワークシステムのあり方

### (1) 住基ネットの意義・仕組み・各主体の役割

#### ① 住基ネットの意義

- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うための台帳として各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が整備し、公的部門で最も正確に基礎的な住民情報を記録している住民基本台帳の情報を基礎として、市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同の分散・分権的なシステムとして、市町村と都道府県が連携して構築し、管理・運営してきたものであり、年金受給権者の現況届・住所変更届・死亡届の提出省略や各種行政手続における住民票の写しの添付省略など、住民の利便の増進と行政の合理化に寄与している<sup>15</sup>。
- 具体的には、市町村が管理している住民基本台帳の情報のうち、本人確認を行うために必要となる必要最小限の情報である本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、住民票コード及びこれらの変更情報。以下同じ。）に限定して、かつ、市町村及び都道府県の自治事務を処理するネットワークとして構築した上で、地方共同法人<sup>16</sup>として設立された機構<sup>17</sup>がその管理を担ってきた。
- その上で、法律又は条例で定める行政機関等（以下「住基ネット利用機関」という。）から、法律又は条例で定める事務の処理に関し求めがあったときに限り、必要な本人確認情報を提供する仕組みとなっており、厳格な個人情報保護措置が講じられている<sup>18</sup>。
- また、これらを結ぶ回線は、専用回線を用いた閉域的なネットワークとして構築するとともに、住基ネットと各市町村の住民記録システムとの間にコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）を設置し、住基ネットと各市町村の住民記録システムやシステム内で管理されている住民情報とを分離することにより、市町村が自己の権限に基づき整備している原本である住民基本台帳を管理する住民記録システム自体には、外部から、いかなるアクセスもできないようにすることで、個人情報保護を徹底し、市町村の住民基本台帳情報の安全を確保している。

<sup>15</sup> 参考資料5及び参考資料6参照。

<sup>16</sup> 特殊法人等改革推進本部「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、「地方公共団体の共通の利益となる事業等、その性格上地方公共団体が主体的に担うべき事業であって、国の政策実施機関に実施させるまでの必要性が認められないものの実施主体の選択肢の一つとして、当該特殊法人等を地方公共団体が主体となって運営する「地方共同法人」（仮称）とすることが考えられる。」などとされている。

<sup>17</sup> マイナンバー制度導入前は、都道府県の委任を受けた指定情報処理機関。

<sup>18</sup> 参考資料7参照。

- このように、住基ネットでは、個人情報保護に配慮した上で、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で、本人確認情報の管理、利用等がされており<sup>19</sup><sup>20</sup>、構築以降、大きなトラブルもなく、安全かつ安定的に稼働し、本人確認情報の提供件数の増大にも対応してきている<sup>21</sup>。
- さらに、上記のような厳格な個人情報保護措置が講じられた全国共通の本人確認の仕組みであることを活かし、住基ネットは、マイナンバー制度の導入以後、信用の基点（トラストアンカー。以下同じ。）<sup>22</sup>として、住民票コードからのマイナンバーの生成のほか、情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）<sup>23</sup>による情報連携に必要となる情報提供用個人識別符号<sup>24</sup>の生成のため、情報提供 NWS に住民票コードを提供するなど、マイナンバー制度の基盤ともなっている<sup>25</sup>。

<sup>19</sup> 住基ネットについては、平成 11 年の住基法改正による制度化後、住基ネットの稼働に伴い、プライバシーの権利等の人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして、平成 15 年から平成 23 年にかけて、住基ネットへの接続の差止めや損害賠償請求等、住基ネットの違憲性等を争う住基ネット関連訴訟が各地で提起されたが、最高裁判決（平成 20 年 3 月 6 日）において、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る 4 情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち 4 情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。」「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる。」「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということではできない。」等として、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法第 13 条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。」と判示され、合憲と判断されている。

<sup>20</sup> 住基ネット最高裁判決（平成 20 年 3 月 6 日）を踏まえたマイナンバー制度の設計について、参考資料 8 参照。

<sup>21</sup> 国の行政機関等への本人確認情報の提供件数は、住基ネット稼働当初（平成 14 年 8 月）から一貫して増加しており、平成 18 年 10 月から年金受給権者の現況届の省略、平成 23 年 7 月から年金受給権者の住所変更届、死亡届の省略、平成 30 年 3 月から年金被保険者の住所変更届等の省略に利用されるようになったことにより、大幅に件数が増加し、令和 2 年度の提供件数は、約 15 億件となっている。平成 19 年に明らかとなった年金記録問題においても活用された。住基法別表ごとの住基ネット利用事務・提供件数（令和 2 年度）について、参考資料 9 参照。

<sup>22</sup> 市町村の窓口における対面での本人確認を信用の基点として、当該市町村で住民票が編成されて当該市町村の住民として住民基本台帳に記録されるとともに、住基ネットやマイナンバー制度・関連システムが運用されている。

<sup>23</sup> 情報提供 NWS による情報提供は、平成 29 年 7 月 18 日から試行運用、同年 11 月から本格運用が開始され、令和元年 7 月の年金関係手続に係る情報連携の本格運用開始を契機として大幅に件数が増加し、平成 29 年 7 月 18 日から令和 3 年 12 月 15 日までの情報提供件数は、約 3.4 億件となっている。

<sup>24</sup> 番号利用法第 21 条の 2 参照。

<sup>25</sup> 参考資料 10 参照。

- 住基ネットについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決後、個人情報保護法制における個人情報保護措置の厳格化や、行政機関間における情報連携・共有のニーズの高まりなど、様々な状況の変化も生じているところ、同判決において示された合憲という判断の枠組みに反しないように制度を考えていくことが必要であり、その際には、個人情報を一元的に管理する主体はいないという仕組みを維持するとともに、法律に根拠のない名寄せ（データマッチング）が行われないことを担保していくことが重要である。

## ② 住基ネットの仕組み

- 住民の本人確認情報に変更が生じると、市町村の住民記録システムから CS を介して都道府県サーバに、都道府県サーバから機構の全国サーバに、それぞれ本人確認情報が通知され、保存される<sup>26</sup>。
- 全国サーバでは、都道府県サーバから通知された本人確認情報について、変更履歴の管理やその整合性の確認、マイナンバー及び住民票コードの重複付番の防止などのデータ管理を行っており、これにより、全国の住民について、市町村間で整合性のとれた最新の本人確認情報が保存され、国の行政機関等からの照会に対し、機構から必要な本人確認情報の提供が行われている<sup>27</sup>。

## ③ 都道府県の役割<sup>28</sup>

- 前述のとおり、住基ネットは、市町村が住民基本台帳事務を処理するという基本的な枠組みは維持しつつ、市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同の分散・分権的なシステムを市町村と都道府県が連携して構築するものであり、このようなシステムは、市町村間の連絡調整<sup>29</sup>を図りながら、広域的かつ統一的な処理が行われることによって成り立つものであることから、広域的な地方公共団体である都道府県が、全国サーバ等の構築、維持管理を行う事務及び市町村間の連絡調整、市町村への支援等を行う事務を担うものと整理された。

<sup>26</sup> 参考資料 11 参照。

<sup>27</sup> 全国サーバ、都道府県サーバ及び CS の主な役割・機能について、参考資料 12 参照。

<sup>28</sup> 「住民記録システムのネットワーク構築等に関する研究会報告書」（平成 8 年 3 月）、「全訂住民基本台帳法逐条解説」及び参考資料 13 参照。

<sup>29</sup> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」  
同条第 5 項「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。」

- また、都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があり、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。
- 加えて、国の機関等への本人確認情報の提供等に当たり、全国の約3,300の市町村（当時）の間で調整の上、効率的かつ正確に事務を処理する実務上の要請の観点からも、都道府県が事務を担うことが適当とされた。
- こうした整理を踏まえて、都道府県は、市町村から通知された本人確認情報の保存及び機構への通知、市町村間の連絡調整、本人確認情報の利用及び安全確保等の住基ネットに関する事務を行うとともに、全国サーバ及び都道府県サーバ等の構築及び運用に係る費用を負担している。

#### ④ 市町村の役割<sup>30</sup>

- 市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができるようにするためには、ある住民に係る本人確認情報を他者のものと明確に区別することが前提となるものであることから、住基ネットでは、全国を通じて重複しない唯一無二の住民票コードを、個々の住民に係る住民票の記載事項とするとともに、これを住基ネット上において、各住民に係る本人確認情報を他者のものと明確に区別するための符号とすることとされた。
- また、全国共通の本人確認ができるようにするためには、全国サーバにおいて、最新の本人確認情報を保有している必要があるため、市町村は、住民票の記載、削除又は氏名、出生の年月日、男女の別、住所、マイナンバー及び住民票コードの全部又は一部についての記載の修正を行った場合には、本人確認情報を都道府県に通知するものとされた。
- このほか、市町村においては、自らの判断で本人確認情報を提供することや、住民票に記載されている事項の安全確保（漏えい、滅失及び毀損の防止等）等の住基ネットに関する事務を行うとともに、CS・統合端末<sup>31</sup>等の設置及び運用に係る費用を負担している。

<sup>30</sup> 「住民記録システムのネットワーク構築等に関する研究会報告書」（平成8年3月）、「全訂住民基本台帳法逐条解説」及び参考資料14参照。

<sup>31</sup> 市町村の窓口で、住基ネットに関する事務並びにマイナンバーカード及びこれに搭載される電子証明書（公的個人認証）に関する事務を処理するための端末。

## (2) 今後の住基ネットのあり方

### ① ネットワーク構成<sup>32</sup>

- 住民記録システムの標準化とガバメントクラウドの利用が進んだ場合においては、ネットワーク構成の簡素化、それによるコストの低減や職員負担の軽減、安定稼働、セキュリティの維持・向上等の観点から、市町村の住民記録システムから全国サーバに、CS や都道府県サーバを介さず、本人確認情報を通知することも考えられるのではないか、という意見があるところ、住基ネットのネットワーク構成（全国サーバ、都道府県サーバ及びCSのあり方）については、現在の各サーバの役割・機能を踏まえ、整理する必要がある。
- その際、住基ネットは、各市町村の窓口における本人確認を基礎に、そこで形成された信用を基点とした全国共通の本人確認ができる仕組みであるとともに、マイナンバー制度の基盤ともなっていることから、その安全性を十分に確保する観点を含め、具体のシステム構成等については、ガバメントクラウドが実装する機能なども踏まえつつ、検討する必要がある。

### (i) 全国サーバのあり方

- 各市町村の住民記録システムを個別に参照することによっては、市町村間で整合性のとれた全国の住民の最新の本人確認情報を確認することはできないため、全国の住民の本人確認情報について、安全かつ安定的にデータ管理及び提供を行うことのできる全国サーバの役割・機能は、今後も引き続き必要である。
- また、マイナンバー・住民票コードの生成・管理や、情報提供 NWS への住民票コードの提供、デジタル政府・社会の基盤となるマイナンバーカード・公的個人認証のシステムとの連携などのマイナンバー制度の基盤としての役割・機能も、引き続き必要である。
- これらの役割・機能が、機構が管理・運用する全国サーバにより、安全かつ安定的に担われてきたことを踏まえると、今後も引き続き全国サーバを有効活用することが合理的と考えられる。
- その上で、このように、全国サーバの現在の役割・機能を維持し、有効活用するに際しては、都道府県サーバの役割・機能の整理も踏まえつつ、引き続き、都道府県がその役割を果たすことが適当と考えられる。

<sup>32</sup> 本検討会における議論を踏まえた住基ネットのネットワーク構成の検討の方向性について、参考資料 15 参照。

## (ii) 都道府県サーバのあり方

- 都道府県は、住民に関する事務を処理するに当たり、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があるものであり、また、都道府県による住民に関する事務の効率化・高度化に資する観点からも、現在、都道府県サーバが担っている役割・機能は、いずれも引き続き必要である。
- こうした都道府県サーバの役割・機能は、全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用することや、全国サーバを冗長化することにより、代替されうるものと考えられる。
- 都道府県は、都道府県サーバに代わり、適切にアクセスコントロールが講じられた全国サーバを利用することを通じて、住基ネットに関する事務をより効率的に処理できるようにしていくことが、今後の都道府県サーバのあり方として適当と考えられる。

## (iii) CSのあり方

- 住基ネットでは、CSを介して本人確認情報を通知することで、住基ネットと各市町村の住民記録システムやシステム内で管理されている住民情報とを分離することにより、個人情報保護を徹底し、市町村の住民基本台帳情報の安全を確保するとともに、データ形式と通信方式を限定することにより、セキュリティが確保され、責任分界点の明確化が図られてきた。
- CSにより担保されてきた厳格な個人情報保護やセキュリティレベルを維持する観点から、ファイアウォール機能によるアクセス制限、住基ネットに適した安全な通信方式の利用及び通信相手相互の認証等については、住基ネットの構成如何に関わらず、継続することが必要と考えられる。
- また、住基ネットは、国の事務ではなく、市町村による住民基本台帳事務や、都道府県による市町村に関する連絡調整事務、機構が地方公共団体に代わって行う住基法の規定による事務など、それぞれの役割に応じた事務を担う形で、全国の市町村・都道府県共同の仕組みとして構築されたものであり、システム的にも、市町村の情報を都道府県に通知した上で、機構に通知する形でネットワークが構築された、という制度上・システム上の沿革がある。

- その上で、CS は、市町村が管理している本人確認情報に変更があった場合に、それを抜き出して都道府県サーバに通知する機能のほか、マイナンバーカードの交付前設定等を行う機能や、電子証明書の発行等に必要なデータを通知する機能なども有しており、東日本大震災の際には、都道府県サーバに通知された本人確認情報が、市町村の住民記録システムのバックアップとして利用された。
- このような CS の役割・機能は、市町村において、住基ネットに関する事務や住民基本台帳事務、マイナンバーカード・電子証明書の交付・更新等の事務を行っていくため、いずれも引き続き必要であるところ、市町村が各自で CS を設置・運用することに代わり<sup>33</sup>、ガバメントクラウドにおける関係者間の法的関係や責任分界点等が整理されていること、十分なセキュリティ対策が講じられていることを前提に、機構において、ガバメントクラウド上に、CS の役割・機能を実装した共同プラットフォーム（仮称）（以下「共同 PF」という。）を構築し、この共同 PF において、現在の CS の役割・機能を継続し、全国サーバ等との一体的な運用を図ることが考えられる。
- この点、共同 PF に係る責任分界点については、現在の CS と住民記録システムと異なり、物理的な責任分界点が明確ではないため、システムの詳細はもとより、ガバメントクラウドを利用するのであれば、その利用契約の中身も踏まえ、整理する必要がある。
- その際、ガバメントクラウド上の共同 PF については、プラットフォームの提供主体やシステムの構築主体、運用主体として、様々な者が関係するところ、データがどのようにやりとりされるのか、取り扱うデータを誰が相手方のシステムまで届けるのか、という点に着目して責任分界点を整理することも考えられる。
- また、ガバメントクラウドについては、前述のとおり、関係者が多数に及ぶことが見込まれるところ、共同 PF について、ガバメントクラウドを利用するのであれば、関係者間の法的な責任関係についても、整理する必要がある。
- さらに、住民記録システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が完了した段階においては、共同 PF に移行・実装した CS の役割・機能を、標準化された住民記録システムに取り込むことや、機構が管理・運用するカード管理システム・公的個人認証システムに移管することが考えられる。
- 市町村は、各自で CS を運用することに代わり、CS の役割・機能を実装した共同 PF 等を利用することで、CS の設置・運用に係る負担を軽減しつつ、住基ネットに関する事務や住民基本台帳事務、マイナンバーカード・電子証明書の交付・更新等の事務を行うことができるようになるものと考えられる。

<sup>33</sup> 令和 6 年 11 月から令和 7 年 11 月にかけて、標準更改期間を迎える。

## ② 情報提供機能の強化

- デジタル改革関連法が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図る観点から、行政機関間における情報連携の徹底が必要との方向性が示されており<sup>34</sup>、機構からの本人確認情報の提供について、住基ネット利用機関からの照会に対して情報提供を行うこれまでの方式に加え、住基ネット利用機関の求めるタイミングや頻度で、本人確認情報に変更がある都度又は定期的に、プッシュ型で情報提供を行うことが求められている。
- このようなプッシュ型の情報提供を行うには、住基ネット利用機関において、あらかじめプッシュ型の情報提供が必要となる対象者に関する情報（マイナンバー、利用事務等）や求める通知間隔（日次、月次等）を登録する必要があり、登録されている対象者の本人確認情報に変更が生じた場合に、機構から該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供することが考えられる<sup>35</sup>。
- 住基ネット利用機関への調査<sup>36</sup>によれば、当該機関が管理している本人確認情報に変更がある都度、情報提供を受けたいという機関もあったが、主要な住基ネット利用機関においては、特定の時点での正確な情報や費用対効果をより重視する意向であった。
- この結果に加え、プッシュ型の情報提供の導入に当たっては、機構においても、住基ネット利用機関においても、システム改修が必要となることから、その導入については、住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある。
- これに関連して、行政機関間の情報連携の一層の強化を図る観点からは、法令上の手当を前提として、住基ネット利用機関の必要に応じて、特定公的給付<sup>37</sup>などの緊急の対応が求められる事務の処理に必要な本人確認情報を迅速かつ適切に提供できるよう、全国サーバの機能を拡充することが求められる。

<sup>34</sup> マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」(令和2年12月25日)及び「重点計画」参照。

<sup>35</sup> 参考資料16参照。

<sup>36</sup> 令和3年7月総務省調べ。

<sup>37</sup> 個別の法律によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するもの(公金受取口座登録法第10条)。

- 例えば、特定の基準日において、全住民の本人確認情報を抽出して提供する機能や、特定の地域や年齢区分等の本人確認情報を抽出して提供する機能などを備えておくことが考えられるところ、緊急時において、機構から迅速かつ適切に提供できるよう、具体的なユースケースを想定し、必要な機能を実装することが求められる。

### ③ 住基ネット提供・連携する情報

- 現在、住基ネット提供・連携される情報は、各市町村の住民記録システムで管理されている情報のうち、本人確認情報に限定されている<sup>38</sup>。

#### (i) 世帯情報の取扱い

- これに対し、例えば、マイナンバーを利用する行政事務において、世帯情報を確認する必要があるもの<sup>39</sup>については、現在は、住基ネットと情報提供 NWS の 2 つのシステムを確認する必要があり、実務運用上、煩雑であることから、住基ネット提供・連携することも考えられる。

- 一方で、本人確認のための仕組みである住基ネットにおいて、本人確認情報とは異なる世帯情報を取り扱うことが果たして適切か、社会的な合意形成は可能か、といった懸念もあり、実務運用上の煩雑さについては、業務端末レベルのアプリケーションの改善などにより対応している例<sup>40</sup>があることを参考に、住基ネット提供・連携するのではなく、技術的な対応により改善を図ることが適当と考えられる。

#### (ii) DV 等被害者支援措置に係る情報の取扱い<sup>41</sup>

- DV 等被害者支援措置に係る情報については、住所地から住所地以外の市町村への個別連絡で対応せざるを得ないことや、都道府県等の関係機関等に DV 等被害者に対する的確な支援のために必要となる情報を共有する仕組みが整備されておらず、現状、住基ネット以外に有力な手段がないことから、被害者に係る情報の加害者への漏洩の懸念が払拭できないため、住基ネット提供・連携することとし、本来の用途で住基ネットを利用する過程で当該情報を確認することにより、被害者に係る情報の加害者への漏洩を防ぐことも考えられる。

<sup>38</sup> 住基ネット・住民基本台帳・住民記録システムで管理されている情報について、参考資料 17 参照。

<sup>39</sup> 番号利用法別表第 2 に掲げる事務のうち世帯情報を利用している主な事務について、参考資料 18 参照。

<sup>40</sup> 参考資料 19 参照。

<sup>41</sup> 住民基本台帳事務における DV 等被害者支援措置の概要について、参考資料 20 参照。

- この点、DV 等被害者支援措置に係る情報は、行政事務等を行う上で極めて重要な情報であるとともに、非常に機微な情報でもあるため、不要な情報連携は避ける必要があるが、被害者に係る情報が情報を参照した機関から加害者に漏洩するリスクはどの程度あるのか、本人確認情報に加えて、DV 等被害者支援措置に係る情報を参照する必要性の有無をあらかじめ判定することは困難ではないか、という指摘があった。
- また、見落としなど的人為的なミスが防ぎ切れない以上、加害者への漏洩を完全に防ぐことはできないところ、そうした人為的なミスが生じないように、アーキテクチャやシステムのデザインの工夫が必要である。加えて、事務処理に当たり、必ず住基ネットを確認することを求めることも考えられるが、そのような方法に対しては、実務運用上、事務処理の都度、住基ネットによる確認を行っていない事務についても、毎回、住基ネットによる確認を求めることは適切か、という意見もあった<sup>42</sup>。
- さらに、住基ネットが実質的に DV 等被害者支援措置の対象者を検索するためのシステムとして、DV 等被害者支援措置の対象者が否かを確認するために利用されることとなれば、本人確認のためのシステムである住基ネットの役割や趣旨を逸脱するものではないか、という意見もあった。
- DV 等被害者に係る対応については、単に DV 等被害者支援措置の対象であるという情報のみならず、DV 等被害者への的確な支援を行うために必要な情報が必要な機関・部局に適切に提供・連携されることが必要であり、そのために、どのような制度やシステム、事務処理の仕組みを構築すべきかについて、住民票の写しの交付等を認めるか否かといった住民基本台帳制度における取扱いに限らず、関係府省において、より幅広く検討することが求められる。

#### ④ 本人確認情報の提供記録等のオンライン確認の仕組み

- マイナンバー制度においては、行政機関等が保有する自己の特定個人情報<sup>43</sup>やその情報提供 NWS を通じたやりとりの記録を国民一人一人がインターネット上で自らいつでも確認できる仕組みとして、マイナポータルが構築されているところ、住基ネットについても、本人確認情報やその提供・利用記録を書面で請求・確認できる現在の方法に加え、マイナポータルと同様、利用者の便宜を図るだけでなく、行政等に対する監視を可能にすることにより透明性を確保するという観点からも、個々人がオンラインで自ら簡便に確認できる仕組みを構築することが考えられる。

<sup>42</sup> 住基ネットにおいては、運用する職員ごとに、端末操作の度に手のひらの静脈等で認証を行って正当な権限を有して操作していることを確認するとともに、操作可能な業務を登録して記録を取り、登録外の業務を行えないよう制限しており、このようなアクセス管理を講じることや運用体制を整備することが必要になる。

<sup>43</sup> マイナンバーやマイナンバーに対応する符号（住民票コードを除く。）をその内容に含む個人情報（番号利用法第2条第8項）。

### 3. デジタル技術を活用した届出のあり方

#### (1) 住民基本台帳制度の意義

- 地方公共団体の構成員であり、また、地方公共団体に対する各種の権利義務の主体である住民に関する情報を正確に記録しておくことは、地方公共団体の行政の基礎である<sup>44</sup>。
- この点、市町村の住民とは、市町村の区域内に住所を有する者とされているところ<sup>45</sup>、住所とは、各人の生活の本拠をいい<sup>46</sup>、その認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされており<sup>47</sup>、住所を有するかどうかについての一番重要な要素は、客観的居住の事実であり、これを補完するものとして、主観的居住意思が考慮される。
- このため、住民基本台帳制度においては、住民からの転入・転居・転出の届出により、住民の住民基本台帳への記録又は住民基本台帳からの削除を行うに当たり、本人確認とともに、住民が市町村の区域内に現に存在して生活の本拠を有しているか否か（客観的居住の事実）及び市町村内に居住する意思を有するか否か（主観的居住意思）について、市町村の職員が対面で確認することが必要とされているものであり、この客観的居住の事実を柔軟に捉え過ぎると、「住所」ひいては「住民」という概念が不安定になる可能性もある。

---

<sup>44</sup> 地方自治法第10条第2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」

<sup>45</sup> 地方自治法第10条第1項「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

<sup>46</sup> 民法（明治29年法律第89号）第22条「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」

<sup>47</sup> 昭和24年4月15日福岡高裁判決（要旨）参照。

- こうしたことから、市町村では、住民の窓口への来庁、さらに、窓口における対面での本人確認書類の確認や口頭でのやりとり、地図等との照合作業等をもって、当該住民が、当該市町村の区域内に現に存在して生活の本拠を有している事実及び当該市町村に居住する意思を有することを確実に確認しており<sup>48 49</sup>、住民基本台帳制度は、このような対面による本人確認及び居住実態の確認を前提に、住民の居住関係を公証し、住民の居住実態を選挙権や徴税、各種給付などの行政事務に反映させる仕組みとなっている<sup>50 51</sup>。

## (2) 転入届・転居届のオンライン化

- 市町村の窓口における対面での本人確認をトラストアンカーとすることで、マイナンバーカードの発行やマイナンバーカードを用いた様々な手続が可能となっていることを踏まえると、転入届・転居届は、対面処理が前提となるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、非対面・非接触で様々な手続を完結できることを求めるニーズが高まっているところ、対面での処理に加え、マイナンバーカードによるオンラインでの本人確認<sup>52</sup>とデジタル技術などを活用した住民の居住実態の審査を行うことにより、オンラインで転入届・転居届を受理することが考えられる。

---

<sup>48</sup> 個人番号カードや旅券、運転免許証等の書類の提示又は提出を求めること、世帯構成や同一世帯の者の生年月日等について口頭で陳述させるなど説明を求めたりすることにより、現に届出の任に当たっている者が本人かどうかを確認する。加えて、「住民基本台帳事務処理要領」（昭和42年10月4日自治振第150号等自治行政局長等から各都道府県あて通知）において、「届出の受理にあたっては、」「届出をし又は付記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する」ものとされており、実務運用上、固定資産台帳や住宅地図等による転入先住所の所在の確認などを行い、居住実態などの事実関係を確認するとともに、本人の実在性や届出事実の信憑性を確認し、客観的居住の事実と主観的居留意思が確認されている。

<sup>49</sup> 虚偽の住民異動届出の事例等について、参考資料21参照。

<sup>50</sup> 日本国憲法第93条第2項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」

年度の初日の属する年の1月1日の時点で市町村（道府県）内に住所を有する個人には、当該住所を有する市町村において、当該年度分の個人住民税が課される（地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第1項第1号及び第2項並びに第39条、第294条第1項第1号及び第2項並びに第318条）。

<sup>51</sup> 住民基本台帳の情報を基に行われている主な行政事務について、参考資料22参照。

<sup>52</sup> 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえると、身元確認保証レベル、本人認証保証レベルとともに、最高レベルのレベル3が必要。

○ 仮に、オンラインで居住実態を確認することとした場合、例えば、

- ① 住所の位置情報のオンライン届出による確認、
- ② 住居所有者の電子署名を付した住居の賃貸借契約書等のオンライン届出による確認、
- ③ オンラインで届け出られた新住所への本人限定受取郵便の郵送・受取による確認、
- ④ 市町村窓口に代わる市町村の区域内の指定された場所への出頭による確認、
- ⑤ 市町村による住基法第 34 条<sup>53</sup>に基づく調査の徹底、
- ⑥ 電気、水道等の利用契約や利用状況による確認、

など、様々な案が考えられるところ、いずれの案についても、市町村が、住民が窓口に来庁する際と同等の蓋然性をもって、住民の居住実態を確実に確認する必要があり、客観的居住の事実があるものとして居住実態が確認できた時点において、オンラインによる転入・転居手続が完結することとする必要がある。

○ この点、オンラインの手続は、対面手続と異なり、海外を含む遠隔地からも行うことが可能である上、通信の高度な匿名化等が行われると、手続を行う者やその者の所在の特定が困難であるなど、特有のリスクがあるため、こうしたオンライン手続特有のリスクを勘案し、実際には居住実態がないにも関わらず、届出ができてしまうような事態が生じることのないよう、各案で留意事項として指摘されている課題<sup>54</sup>をクリアして、居住実態を確実に確認し、手続の実効性を確保する必要がある。

○ その上で、特定の方法に絞り込むのではなく、各市町村の実態に応じた運用ができるよう、様々な方法で確認できるようにすることも想定しつつ、居住実態の疎明資料を第三者から電子的に情報を受け付けられるようにするための制度的・技術的基盤をどのように整備するか、郵送や機器整備等のコストはどうか、オンラインのみで手続が完結しなくてもよいか、転入者・転居者の手続負担はどうか、市町村の事務負担はどうか、といった点について、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ、併せて考える必要がある<sup>55</sup>。

---

<sup>53</sup> 住基法第 34 条第 1 項「市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載すべきものとされる事項について調査をするものとする。」

同条第 2 項「市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載すべきものとされる事項について調査をすることができる。」

<sup>54</sup> 参考資料 23 参照。

<sup>55</sup> オンラインで届け出られた内容に疑義がある場合や、災害や停電、システム障害などでオンラインによる届出の真正性が確認できない場合など、オンラインでは届出を受理することが難しいケースも想定される、という意見もあった。

### (3) 転入届・転居届のオンライン化と他制度との関係

- マイナンバーカードの署名用電子証明書は、転出届が出され、その情報が公的個人認証システムに連携されると、失効してしまうところ<sup>56</sup>、例えば、転入届が出されるまでの一定の期間<sup>57</sup>、旧住所のままの電子証明書により、オンラインで本人確認を行うことも考えられる<sup>58</sup>。
- また、マイナンバーカードの交付を受けている者から転入届・転居届が行われた場合に併せて行われているマイナンバーカードの券面及び電子証明書の書き換えの取扱いについても、書き換え時に対面で身元確認をしていることをもって、マイナンバーカード及び電子証明書の信頼性が確保されていることに十分留意するとともに、電子証明書の書き換えに係るセキュリティ対策も考慮の上、検討を深める必要がある。
- なお、マイナンバーカードの電子証明書（公的個人認証）について、公的個人認証は、様々なオンライン手続の基盤となるものであるため、安易に身元確認の認証強度を下げるようなことは避けるべきという意見や、公的個人認証の利用状況を通じて認証強度を高めていくことも考えられるという意見、UXの観点から、公的個人認証制度やそれを用いた手続を、より使い勝手がよくなるよう、改善できるとよいのではないかという意見があった。
- 加えて、住所異動の手続の際には、一般的に、国民健康保険や福祉医療関係の手続なども併せて行われているところ<sup>59</sup>、住所異動の手続全体の利便性向上や効率化も視野に、また、ベース・レジストリ<sup>60 61</sup>の整備状況なども踏まえ、検討を深める必要がある。

<sup>56</sup> 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第12条第1号及び第15条第1項第2号。

<sup>57</sup> 転入届は、転入をした日から14日以内に届け出なければならない（住基法第22条第1項）。

<sup>58</sup> 転入届・転居届の際には、市町村の職員が、対面で、個人番号カードや旅券、運転免許証等の書類の提示又は提出を求め、現に届出の任に当たっている者が本人かどうかを確認しているところ、転入届・転居届が受理される前のため、提示又は提出を求める書類の住所は、旧住所となっている。

<sup>59</sup> 参考資料24参照。

<sup>60</sup> 「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」と定義され、その整備を推進することとされている。

<sup>61</sup> 例えば、エストニアでは、不動産に関する情報も含め、様々な情報がデータベース化され、オンライン上で展開されていることにより、オンラインで住所変更を行うことが可能となっている。

#### (4) 転出届の取扱い

- 国外に転出する場合を除き、転入届をもって転出届があったものとみなすことも考えられる。
- しかしながら、住民基本台帳制度は、「各人の生活の本拠」（民法第22条）である「住所」、すなわち、「住民の居住関係」を「公証」する仕組みであり（住基法第1条）、住民基本台帳により、住民が正確に記録されて初めて、選挙や保険給付、税等の様々な行政事務の適正な執行が確保され、住民の意思に基づく地方公共団体の組織・運営が可能となるものである。
- また、国民健康保険等の被保険者の資格の喪失の届出などの各種届出は、行政事務ごとに住民の市町村に対する届出が重複し、不統一とならぬよう、住基法及び個別の法令により、転出届に統一された経緯がある<sup>62</sup>。
- この点、転出・転入手続に際しては、転出地・転入地間で、転出証明書情報（マイナンバーカードの交付を受けている者の場合）又は転出証明書（マイナンバーカードの交付を受けていない者の場合）を引き継ぎ、転入手続が処理されているところ、マイナンバーカードの交付を受けている者については、整備法による住基法の改正により、令和4年度中から、オンラインで転出届と転入予約が同時に行えるようになるとともに、転出証明書情報が事前通知されるようになり、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化が実現され、住民の利便性の向上及び市町村の事務の効率化が図られることとなっている<sup>63</sup>。

---

<sup>62</sup> 参考資料 25 参照。

<sup>63</sup> 参考資料 26 参照。

- また、仮に、転入届をもって転出届があったものとみなすこととした場合には、マイナンバーカードの交付を受けていない者については、転出証明書もマイナンバーカードもないため、本人からの申告に基づいて住基ネットで前住所地等を確認するといった作業が必要になり、市町村の窓口の負担がかえって増えてしまうのではないかと、転出後、いつまでも転入届が出されなかった場合には、実際には居住していないにも関わらず、転出地に住民票が残り続けてしまうこととなり、実務運用上の問題はないか、という意見もあった。
  
- 以上を踏まえると、まずは、転出・転入手続のワンストップ化の取組を着実に進めることとし、マイナンバーカードの普及状況や<sup>64</sup>、転出届に統一されている各種届出等<sup>65</sup>の取扱いについての整理状況も踏まえ、検討を深める必要がある。

---

<sup>64</sup> 政府においては、マイナンバーカードについて、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及促進を図っている（「重点計画」等参照）。

<sup>65</sup> 住民の転出（国外への転出を除く。）を契機として、転出者又は転出地市町村が行うものとされている手続・事務に関する調査（令和3年10月総務省調べ）においては、住民の所属が切り替わるタイミングが把握できれば事務処理が可能であるとする手続・事務がある一方で、事務処理に当たり、受給者の異動を正確に把握する必要や住民の転出のタイミングを把握する必要がある、住民を適切に管理する必要がある、制度そのものを見直す必要が生じる、とする手続・事務もあった。参考資料27参照。

## おわりに

- 住民基本台帳制度は、昭和 42 年の制度創設以降、住民基本台帳の公開制度の見直し（昭和 60 年）、住基ネットの制度化（平成 11 年）、住民基本台帳の閲覧制度の見直し（平成 18 年）、住民票の写し等の交付制度の見直し（平成 19 年）、外国人住民への適用（平成 21 年）、マイナンバー制度への対応（平成 25 年）、マイナンバーカードの海外継続利用等のための戸籍の附票制度の改正や除票簿の制度化（令和元年）など、その時々時代の要請に応え、制度を変遷させてきた<sup>66</sup>。
- 住民は、地方公共団体の基礎的構成要素であるとともに、地方公共団体の正統性の淵源であり、住民を欠く地方公共団体は存在し得ず、住民に関する情報を正確に記録しておくことは、地方公共団体の行政の基礎であり、その意味で、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳制度は、自治行政の要となるものである。
- 住民基本台帳には、公的部門で最も正確に基礎的な住民情報が記録され、その情報は、各種行政事務の基礎とされるとともに、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットの基礎ともなっているほか、民間手続においても、本人確認のため、住民票の写しや住民基本台帳に記録されている正確な氏名、住所等の提示等を求められることがあるところであり、住民基本台帳の情報の正確性を確保することは、極めて重要である。
- 本検討会では、住民基本台帳の情報を管理している住民記録システムや住民基本台帳が正確であることを前提に運用されてきた住基ネット、住民基本台帳の正確性の担保に寄与している転入届等の住民基本台帳制度に基づく各種届出について、これらの根幹にある住民基本台帳制度の意義を踏まえつつ、デジタル時代における住民基本台帳制度を構想するため、精力的に議論を進めてきた。
- 今後、本検討会における議論を通じて明らかとなった論点を踏まえつつ、デジタル時代に相応しい住民基本台帳制度の構築に向け、住民記録システムの標準化やガバメントクラウドへの対応を着実に進めるとともに、昨今のデジタル改革の動向や技術の進展、住民や行政のニーズの変化に的確に対応するため、住基ネットの進化を図るほか、社会全体のデジタル化の進捗状況と歩調を合わせながら、転入届のオンライン化等の検討を深め、「住民の利便の増進」及び「行政の合理化」という住民基本台帳制度の目的を実現していくことが求められる。

---

<sup>66</sup> 参考資料 28 参照。

- また、令和3年9月には、我が国が目指すデジタル社会の形成に関する司令塔として、デジタル庁が設置され、同年10月以降、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」や「デジタル田園都市構想実現会議」、「デジタル臨時行政調査会」において、国や地方公共団体だけでなく、民間も含めた我が国の社会全体のデジタル化の実現に向けた議論が進められているところ、本報告書や本検討会における整理が、関係各位の議論の一助となれば幸いである。

参考資料 1 (構成員名簿)

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会  
構成員名簿

【座長】

やまもと りゅうじ  
山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

【有識者】

いしい かおり  
石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授

うえはら てつたろう  
上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部教授

おおた まさひこ  
太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

おおたに かずこ  
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長

おび たかし  
小尾 高史 東京工業大学科学技術創成研究院准教授

くすのき まさのり  
楠 正憲 デジタル庁統括官 (デジタル社会共通機能担当)

【実務者】

すずもり かずのり  
鈴森 和則 山口県総合企画部市町課長

つぼた みつひろ  
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

ぬりし としを  
塗師 敏男 横浜市総務局行政改革推進部 ICT 推進担当部長

ひぐち ひろし  
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構  
住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

ほしな つよし  
星名 剛 江東区区民部区民課長

もり こうぞう  
森 浩三 神戸市企画調整局デジタル戦略部長

やぶうち のぶひこ  
藪内 伸彦 田原本町総務部総務課 ICT 推進室主幹

(※五十音順、敬称略)

参考資料2（検討スケジュール）

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会  
検討スケジュール

令和3年 6月 1日 第1回検討会

6月30日 実務者部会

7月19日 有識者部会

9月 2日 第2回検討会

9月28日 中間整理のとりまとめ

10月 8日 実務者部会

11月 4日 有識者部会

12月 6日 第3回検討会

12月28日 報告書のとりまとめ

## 住民基本台帳制度の概要① ～住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)～

### 目的(第1条)

- 市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

### 住民基本台帳(第2章)

- 住民基本台帳は、国内に居住する日本国籍の者、日本に居住する外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所等の事項を記載する帳簿(住民票)をもって構成される住民に関する記録を行う公簿。
- 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成。
  - (1)住民票の記載事項  
氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、世帯情報(世帯主である旨、世帯主との続柄)、本籍、選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項等
  - (2)住民基本台帳を基礎として行う事務  
選挙人名簿の登録、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護、予防接種、印鑑登録証明 等
  - (3)住民基本台帳の一部の閲覧  
市町村長は、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、個人又は法人が公益性が高いと認められる活動等を行うため申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。
  - (4)住民票の写し等の交付  
市町村長は、住民基本台帳に登録されている者又はその者と同一の世帯に属する者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民票の写し等を交付することができる。
  - (5)除票
    - ・ 市町村長は、住民票を削除したとき、又は住民票を改製したときは、住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存。
    - ・ 除票には、住民票に記載していた事項のほか、住民票を削除した事由及びその事由の生じた年月日又は改製した旨及びその年月日を記載。
    - ・ 市町村長は、除票に記載されている者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、除票の写し等を交付することができる。

## 住民基本台帳制度の概要② ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

### 戸籍の附票(第3章)

- 住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票と戸籍の共通記載事項について、住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させることにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票。
- 市町村長は、その区域内に本籍を有する者につき、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成。また、戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票の改製をしたときは、削除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存。
- 戸籍の附票には、戸籍の筆頭者の氏名及び本籍、氏名、住所、住所を定めた年月日等を記載。戸籍の附票の除票簿には、戸籍の附票に記載していた事項のほか、戸籍の附票を削除又は改製した旨及びその年月日を記載。
- 市町村長は、戸籍の附票に記載されている者等からの請求又は申出があったとき、戸籍の附票の写しを交付することができる。

### 届出(第4章)

- 住民としての地位の変更に關する届出は、書面で行わなければならない。
  - (1) 転入届(新たに市町村の区域内に住所を定める場合に行う届出)
  - (2) 転居届(一の市町村の区域内において住所を変更する場合に行う届出)
  - (3) 転出届(市町村の区域外に住所を移す場合に行う届出)
  - (4) 世帯変更届(住所の異動を伴わずに属する世帯又は世帯主に変更があった場合に行う届出)

### 本人確認情報の処理及び利用等(第4章の2)

- 市町村・都道府県・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)を専用回線で結んでネットワーク化し、住民基本台帳に記載されている本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー、住民票コード及びその変更情報)により、電子的に全国共通の本人確認ができるシステム(住民基本台帳ネットワークシステム)を構築。

### 外国人住民に関する特例(第4章の3)

- 市町村の区域内に住所を有する中長期在留者、特別永住者等の日本国籍を有しない外国人住民に係る住民票の記載事項や住民としての地位の変更の届出の特例をまとめて規定。  
<外国人住民に係る住民票への記載>  
住民票記載事項(本籍、選挙人名簿への登録の有無等を除く。)のほか、国籍、外国人住民となった年月日、在留資格、通称 等

### 雑則(第5章)

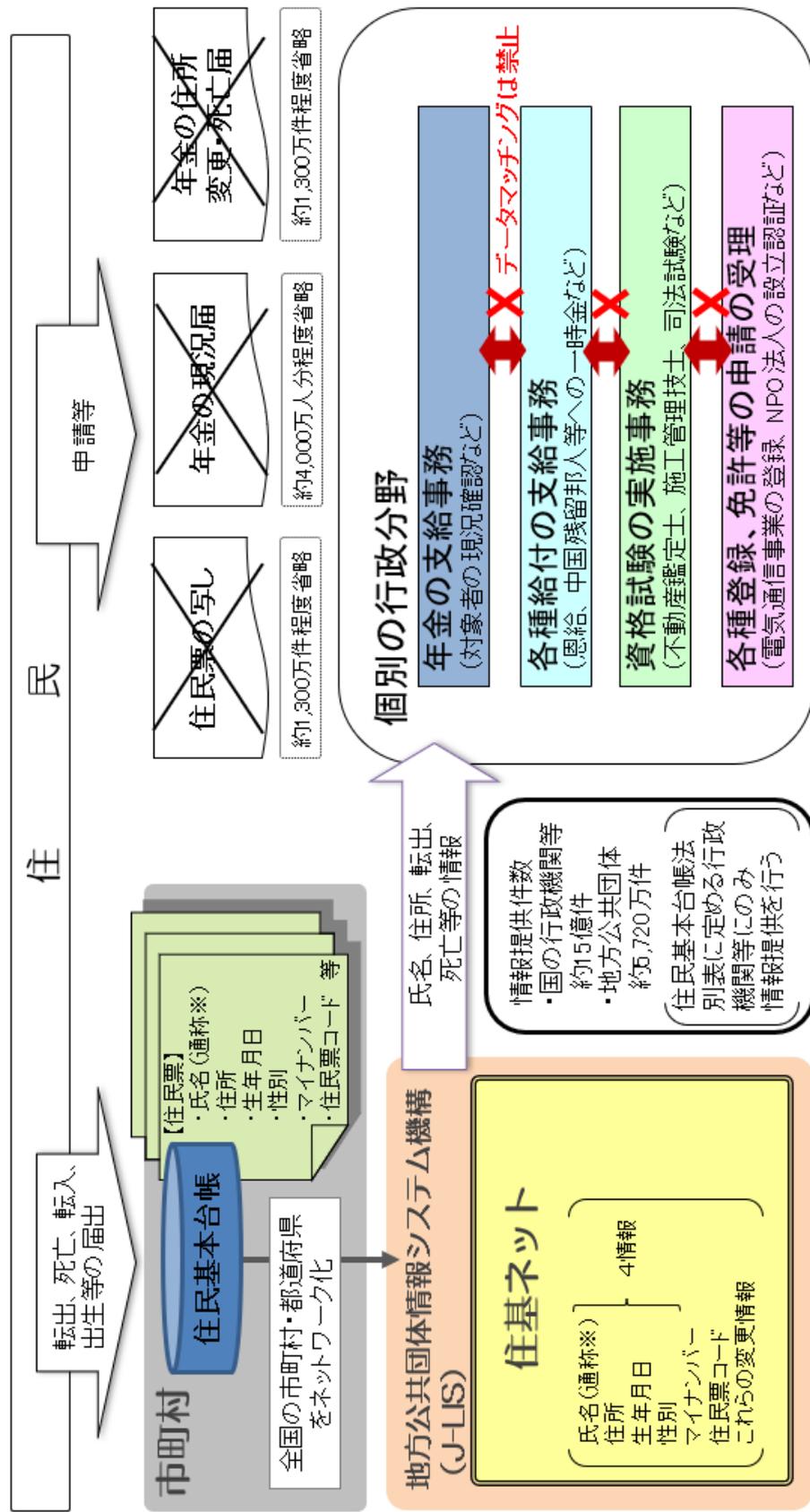
- 市町村長は、定期に、又は必要があると認めるときはいつでも、住民票及び外国人住民に係る住民票に記載をすべき事項について、調査をすることができ、その調査に当たり、必要があると認めるときは、職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 国の行政機関又は都道府県は、所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して、都道府県知事又は機構に対し、本人確認情報に関して、それぞれ資料の提供を求めることができる。

## 住民基本台帳と市町村の他の行政分野との連携



## 住基ネットの概要

平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布  
 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)  
 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)  
 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)



※ 数値は令和2年度(年金の現況届のみ令和元年度)

※ 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

## 住基ネットの役割

### 1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約15億件**  
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,720万件**  
(パスポートの発給、税務事務など)

### ③ 行政手続における住民票の写しの省略

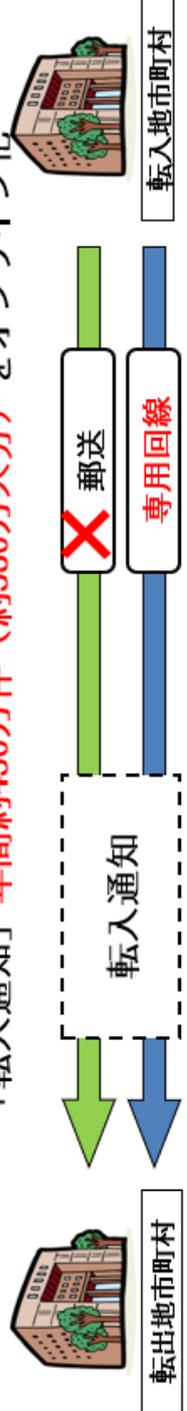
- **全国で年間約1,300万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略  
→ **全国で年間約1,300万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
  - ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**



### 2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘密性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約450万件 (約530万人分) をオンライン化



※ 数値は令和2年度(年金の現況届のみ令和元年度)

## 住基ネットの法制度上の整理

(注)括弧内は、住民基本台帳法の条項。

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、平成11年の住基法改正により、全市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
- 市区町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に、それぞれ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報)を通知(住基ネット回線により送信)。J-LIS及び都道府県は、通知を受けた日から起算して150年を経過する日までの期間、本人確認情報を保存。
- J-LIS、都道府県又は市区町村は、法律又は条例で定める提供先及び事務について、必要な本人確認情報を提供。
  - J-LISによる本人確認情報の提供
    - ▶ 別表第1から別表第4までに掲げる機関から、住基法別表に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号)
    - ▶ 都道府県又は市区町村から、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号、第30条の12第1項第2号)
    - ▶ 都道府県又は市区町村から、住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第3号、第30条の11第1項第3号、第30条の12第1項第3号)
  - 都道府県による本人確認情報の提供
    - ▶ 別表第6に掲げる機関から、別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の15第2項第1号)
    - ▶ 当該都道府県の条例で定める知事以外の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(同項第2号)
  - 市区町村による本人確認情報の提供
    - ▶ 他の市区町村の条例で定める市区町村長その他の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の14)
- 都道府県は、次の事務に、本人確認情報を利用。
  - ▶ 別表第5に掲げる事務(第30条の15第1項第1号)
  - ▶ 本人確認情報の利用につき本人が同意した事務(同項第3号)
  - ▶ 条例で定める事務(同項第2号)
  - ▶ 統計資料の作成(同項第4号)
- 市区町村は、住民の転出入があった場合及び住民票の写しの広域交付を行う場合に、関係する情報を市区町村間で住基ネット回線により送信。(第9条第1項、第12条の4第2項及び第3項、第19条第1項、第24条の2第3項及び第4項)

## 住基ネット最高裁判決 (H20.3.6) を踏まえたマイナンバー制度の設計

- 番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。
  - ・ 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
  - ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。
- 番号制度においては、取り扱う個人情報、住基ネットの本人確認情報よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行われないこととしているデータマッチングを行うこととすることで、一層高度の安全性を確保することが求められる。

### <住基ネット最高裁合憲判決の骨子>

①	「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」
②	「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる」
③	「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」
④	「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」
⑤	「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」

### <制度設計> (2011/6/30 社会保障・税番号大綱)

①	(a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民-民-官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接利用せず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる番号を用いることとし、(c) 更に当該番号を「番号」から推測できないような措置を講じる
②	「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できるようにする。
③	情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
④	行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。
⑤	国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。

## 住基法別表ごとの住基ネット利用事務・提供件数 (R2年度)

別表	情報提供者	情報提供先	主な事務(提供先・提供件数)	総事務数 ・総件数
別表第1	J-LIS	国の行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約8.6億件)</li> <li>✓ 厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約4.5億件)</li> <li>✓ 健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理(社会保険診療報酬支払基金、約9千万件)</li> <li>✓ 共済年金の支給(国家公務員共済組合連合会、約903万件)(地方公務員共済組合連合会、約2千万件)</li> <li>✓ 国税の賦課又は徴収等(国税庁、約2千万件) ✓ 恩給等の支給(総務省、約88万件)</li> <li>✓ 無線局の許可(総務省、約2.5万件) ✓ 司法試験の受験願書の審査等(法務省、約4千件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約400万件)</li> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約330万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約7.4万件)</li> </ul>	184 事務 約15億350万件
別表第2	J-LIS	通知都道府県内の市町村長その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税・特別法人事業税の賦課徴収又は調査(都道府県知事、約150万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(都道府県知事又は教育委員会、約30万件)</li> <li>✓ 障害者自立支援給付の支給等(都道府県知事、約8万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事その他の執行機関、約5.5万件)</li> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約240万件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約11万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約9万件)</li> </ul>	56 事務 約750万件
別表第3	J-LIS	通知都道府県以外の都道府県の知事その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税等の賦課徴収又は調査(約2,487万件)</li> <li>✓ 身体障害者手帳の交付(約222万件) ✓ 障害者自立支援給付の支給等(約195万件)</li> <li>✓ 難病の患者の特定医療費の支給(約166万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(約125万件) ✓ 児童手当の支給(約103万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(教育委員会、約179万件)</li> <li>✓ 特別支援学校就学奨励法による経費の支弁(教育委員会、約30万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事以外の執行機関、約16万件)</li> </ul>	66 事務 約210万件
別表第4	J-LIS	通知都道府県以外の都道府県内の市町村長その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税等の賦課徴収又は調査(約2,487万件)</li> <li>✓ 身体障害者手帳の交付(約222万件) ✓ 障害者自立支援給付の支給等(約195万件)</li> <li>✓ 難病の患者の特定医療費の支給(約166万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(約125万件) ✓ 児童手当の支給(約103万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(教育委員会、約179万件)</li> <li>✓ 特別支援学校就学奨励法による経費の支弁(教育委員会、約30万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事以外の執行機関、約16万件)</li> </ul>	55 事務 約270万件
別表第5	都道府県知事が自 情報を利用	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約8.6億件)</li> <li>✓ 厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約4.5億件)</li> <li>✓ 健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理(社会保険診療報酬支払基金、約9千万件)</li> <li>✓ 共済年金の支給(国家公務員共済組合連合会、約903万件)(地方公務員共済組合連合会、約2千万件)</li> <li>✓ 国税の賦課又は徴収等(国税庁、約2千万件) ✓ 恩給等の支給(総務省、約88万件)</li> <li>✓ 無線局の許可(総務省、約2.5万件) ✓ 司法試験の受験願書の審査等(法務省、約4千件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約400万件)</li> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約330万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約7.4万件)</li> </ul>	66 事務 約3,880万件
別表第6	都道府県知事	都道府県知事以外の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税・特別法人事業税の賦課徴収又は調査(都道府県知事、約150万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(都道府県知事又は教育委員会、約30万件)</li> <li>✓ 障害者自立支援給付の支給等(都道府県知事、約8万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事その他の執行機関、約5.5万件)</li> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約240万件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約11万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約9万件)</li> </ul>	4 事務 約230万件

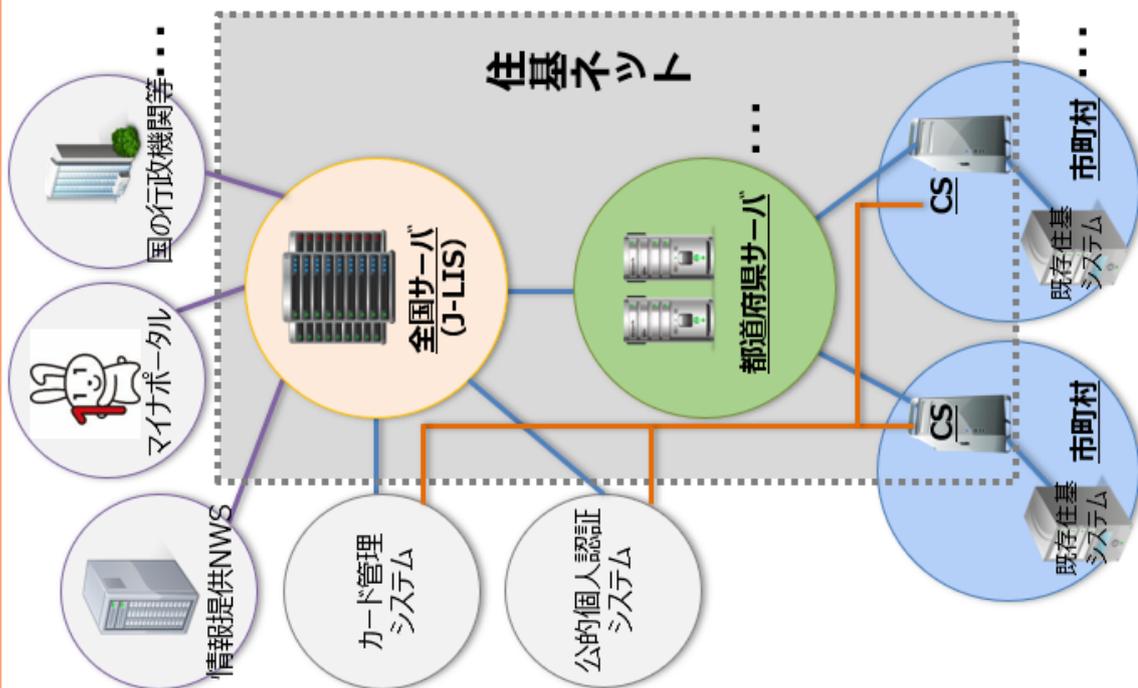
(注)「通知都道府県」とは、本人確認情報を住基法の規定(第30条の7第1項)によりJ-LISに通知した都道府県知事が統括する都道府県のこと(同法第30条の10第1項)。  
 (注)事務数は、令和3年4月1日現在の住基法各別表の項の数。件数は、令和2年度の数。





## 住基ネットの各サーバの主な役割・機能

<b>全国サーバ</b>	<p><b>全国の住民の本人確認情報の管理・マイナンバー制度の基盤</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>② 国の行政機関等への本人確認情報の提供</li> <li>③ マイナンバー・住民票コードの生成・管理 (重複付番の防止)</li> <li>④ 情報提供NWSへの住民票コードの提供 (地方公共団体、国の行政機関等及びマイポータルからの符号取得要求に基づく)</li> <li>⑤ カード管理システム・公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知</li> </ol> <p>等</p>
<b>都道府県サーバ</b> (※)	<p><b>都道府県内の住民の本人確認情報の管理・バックアップ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 域内市町村の住民の本人確認情報の全国サーバへの通知</li> <li>② 域内市町村の住民の本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>③ 都道府県の事務における本人確認情報の利用</li> <li>④ 他道府県・他市町村への本人確認情報の提供</li> <li>⑤ 全国サーバ・域内市町村の本人確認情報のバックアップ</li> </ol> <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
<b>コミュニケーションサーバ</b> <b>CS</b>	<p><b>データ形式等の標準化・個人情報保護の徹底・セキュリティの確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の都道府県サーバへの通知</li> <li>② 市町村間の住基事務の処理 (転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等)</li> <li>③ データ形式・通信方式の限定</li> <li>④ マイナンバーカードの交付・管理 (交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等)</li> <li>⑤ 公的個人認証システムへの通知 (電子証明書の発行、失効等に必要データの通知)</li> </ol> <p>等</p>



## 住基ネットにおける都道府県の役割

- 住基ネットは、市町村が住民基本台帳事務を処理するという基本的な枠組みは維持しつつ、市町村が整備している住民基本台帳の情報为基础として、市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同の分散・分権的なシステムを市町村と都道府県が連携して構築するものである。
- このようなシステムは、市町村間の連絡調整を図りながら、広域的かつ統一的な処理が行われることによって成り立つものであることから、広域的な地方公共団体である都道府県が、その構築、維持管理を行う事務及び市町村間の連絡調整、市町村への支援等を行う事務を担うものと整理された(住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会報告書(平成8年3月))。
- また、都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があるが、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。
- 加えて、国の機関等への本人確認情報の提供等に当たり、全国の約3,300の市町村(当時)の間で調整の上、効率的かつ正確に事務を処理する実務上の要請の観点からも、都道府県が事務を担うことが適当とされた。
- このため、都道府県は、以下のような住基ネットに関する事務を行うとともに、全国サーバ・都道府県サーバ等の構築及び運用に係る費用を負担している。

都道府県の事務		都道府県の費用負担	
a)市町村から通知された本人確認情報の保存(住基法§30条の6)	全国サーバ	都道府県サーバ	都道府県サーバ等
b)J-LISへの本人確認情報の通知(住基法§30条の7)	構築経費 [H11-15年度] (*ソフトウェア開発 経費、工事費等)	約56億円	約28億円
c)条例による本人確認情報の提供(住基法§30条の13)	運用経費 [R2年度] (*保守料、運営費、 通信回線使用料等)	約15億円 (このほかの運用経費につい ては、国の行政機関等からの 情報提供手数料で対応)	約37億円
d)本人確認情報の利用(住基法§30条の15)			
e)市町村間の連絡調整等(住基法§30条の22)			
f)本人確認情報の安全確保(住基法§30条の24)			
g)本人確認情報の開示(住基法§30条の32)			
h)苦情処理(住基法§30条の36)			

(注) 地方財政措置積算ベースであり、実際の決算額ではない。

## 住基ネットにおける市町村の役割

- 住基ネットは、市町村が住民基本台帳事務を処理するという基本的な枠組みは維持しつつ、市町村が整備している住民基本台帳の情報为基础として、市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同の分散・分権的なシステムを市町村と都道府県が連携して構築するものである。(再掲)
- このため、住基ネットにおいては、ある住民に係る本人確認情報と他者のものとを明確に区別することが前提となるものであり、全国を通じて重複しない唯一無二の住民コードを、個々の住民に係る住民票の記載事項とするとともに、これを住基ネット上において、各住民に係る本人確認情報を他者のものと明確に区別するための符号とすることされた。
- また、全国共通の本人確認を行えるようにするためには、全国サーバにおいて、最新の本人確認情報を保有していることが必要であるため、市町村は、住民票の記載、削除又は氏名、出生の年月日、男女の別、住所、マイナンバー、住民票コードに係る記載の修正を行った場合には、本人確認情報を都道府県に通知するものとされた。
- このほか、市町村においては、住基ネットの構築主体として、自らの判断で本人確認情報を提供することや、住民票に記載されている事項の安全確保(漏えい、滅失及び毀損の防止等)等の事務を行うとともに、CS・統合端末等の設置及び運用に係る費用を負担している。

### 市町村の事務

- a) 住民票コードの住民票への記載等  
(住基法§30条の3、§30条の4)
- b) 本人確認情報の都道府県への通知  
(住基法§30条の6)
- c) 条例による本人確認情報の提供  
(住基法§30条の14)
- d) 住民に関する記録の保護 (住基法§36条)
- e) 住民票に記載されている事項の安全確保等  
(住基法§36条の2)
- f) 苦情処理 (住基法§36条の3) 等

### 市町村の費用負担

#### CS・統合端末等の設置及び運用に係る経費を負担

設置経費 [H11-15年度]	約306.7億円	【主な内訳】 ・ CSとの連携のための住民記録システムの改修費 171.6億円 ・ CS端末の搬入費、設置工事費、セットアップ費等 84.4億円 ・ 住民票コードの通知(郵送等)のための費用 50.7億円
運用経費 [R2年度]	約67.1億円	【主な内訳】 ・ CSのリース料、保守料等 35.7億円 ・ 統合端末のリース料、保守料 15.6億円 ・ タッチパネルのリース料、保守料 4.5億円 ・ アイアウォールのリース料、保守料 3.8億円

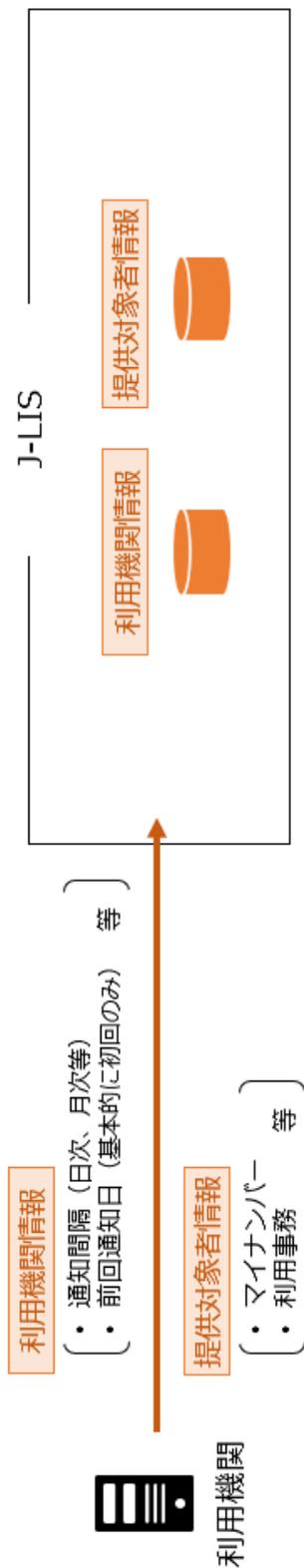
(注) 地方財政措置積算ベースであり、実際の決算額ではない。



## 住基ネットにおけるプッシュ型の情報提供 (案)

○ 利用機関があらかじめ登録した住民に異動が発生した場合に、該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供する。

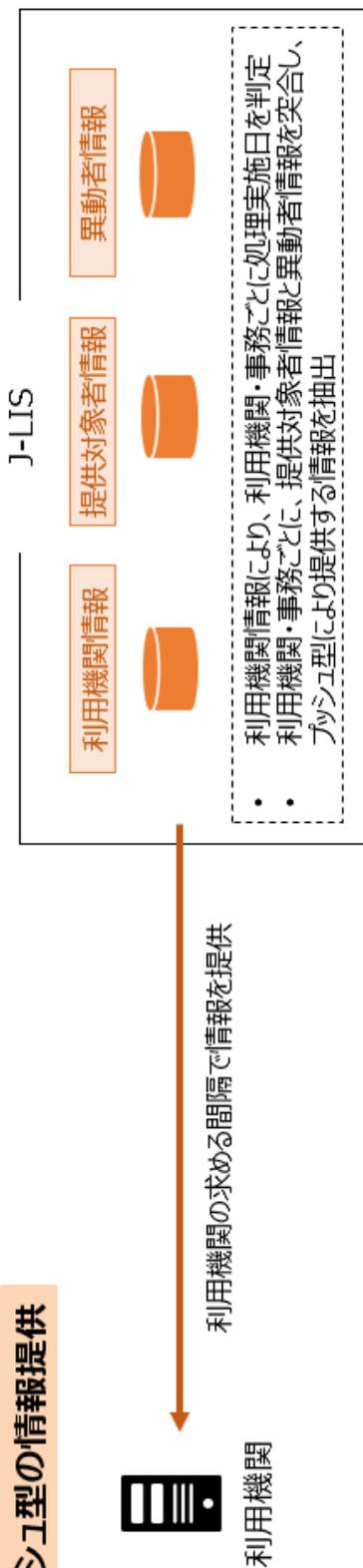
### 1. 利用機関による登録・更新



### 2. 異動者情報の蓄積



### 3. プッシュ型の情報提供



## 住基ネット・住民基本台帳・住民記録システムで管理されている情報

### 住基ネットの情報

(住基法第30条の6第1項)

氏名(旧氏※1、通称※2)

住所

生年月日

性別

マイナンバー

住民票コード

これらの変更情報

4情報

※1 住民票に旧氏が記載されている日本人住民の場合

※2 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

### 住民基本台帳(住民票)の情報 (住基法第7条)

- ・ 世帯情報(世帯主である旨、世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
- ・ 戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・ 住民となった年月日
- ・ 一の市町村の区域内で新たに住所を変更した者の住所を定めた年月日
- ・ 新たに市町村の区域内に住所を定めた者の住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ・ 選挙人名簿への登録の有無
- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項
- ・ 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項
- ・ 政令で定める事項

### DV等支援措置対象者の情報

- ・ (住民基本台帳事務処理要領第5-10及び平成24年9月26日付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長通知)  
: 申出者、加害者、支援措置(例:住民票の写しの交付請求の拒否等)を求めるもの等の情報

### 除票簿(除票)の情報(住基法第15条の3第1項)

- ・ 住民票に記載していた事項のほか、住民票を削除した事由(転出の場合には転出により削除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(転出届に基づき住民票を削除した場合は転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日

住民記録システムの情報 (※標準仕様書の対象となる情報に限る。)

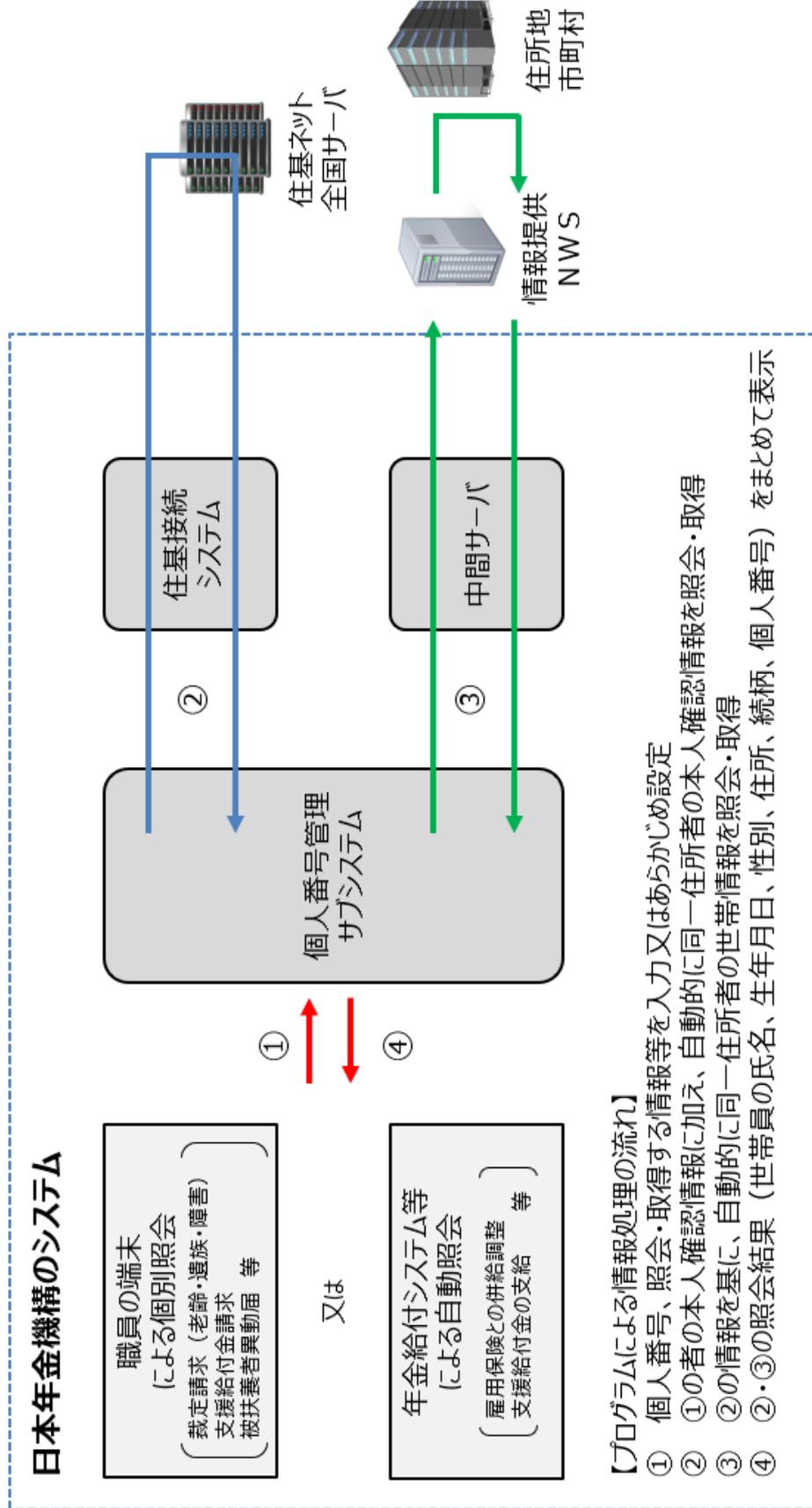
## 番号利用法別表第2に掲げる事務のうち世帯情報を利用している主な事務

情報照会者	事務（事務の根拠となる法律）	内訳（事務手続）		照会件数 合計
		内訳		
厚生労働大臣	国民年金の給付、一時金の支給、保険料の納付に関する処分、保険料その他徴収金の徴収（国民年金法）	保険料免除等の申請の処分	47,733,276	88,762,317
		保険料納付の免除勧奨	33,664,102	
		保険料免除等の申請の処分（継続免除）	5,578,102	
		その他	1,786,837	
厚生労働大臣又は 共済組合等	厚生年金の給付、一時金の支給（厚生年金保険法）	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	5,624,484	14,170,492
		老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	5,162,045	
		遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2,305,402	
		その他	1,078,561	
厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給（年金生活者支援給付金の支給に関する法律）	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	10,374,180	10,374,657
		その他	477	
市町村長等	児童手当又は特例給付の支給（児童手当法）	現況の届出に係る事実の審査	566,194	853,102
		認定の請求に係る事実の審査	218,417	
		住所等の変更の届出に係る事実の審査	46,129	
		その他	22,362	
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給（健康保険法）	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	347,428	381,443
		健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	33,978	
都道府県知事	特定医療費の支給（難病の患者に対する医療等に関する法律）	その他	37	347,724
		特定医療費の支給認定	344,514	
		特定医療費の支給認定の変更	2,785	
		特定医療費の支給認定の申請内容変更	425	
文部科学大臣又は 都道府県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律）	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定	190,590	275,730
		特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	85,140	
		一部負担金に係る所得の額の算定	131,814	
後期高齢者 医療広域連合	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収（高齢者の医療の確保に関する法律）	保険料の賦課	131,674	263,488
		退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	55,722	
地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	年金である給付の支給（地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組法の長期給付等に関する施行法）	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	37,168	157,697
		遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	34,109	
		その他	86,420	
<b>主な事務以外も含めた世帯情報を利用しているすべての事務の合計</b>				<b>116,129,826</b>

(注)情報照会者及び事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の別表第二に掲げられているもの。また、照会件数は、平成29年7月18日から令和3年4月1日までの累計の件数。

## 世帯情報の確認方法 (日本年金機構の例)

○ 日本年金機構では、マイナンバー利用事務のうち、世帯情報を確認する必要があるものについて、住基ネット及び情報提供NWSへの照会をまとめて処理できるプログラムを独自に構築して対応。



※ 日本年金機構の資料をもとに、総務省において作成

## 住民基本台帳事務におけるDV等被害者支援措置の概要①

### 目的

- DV等(※1)の加害者が、住民票の写し等の交付等(※2)を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

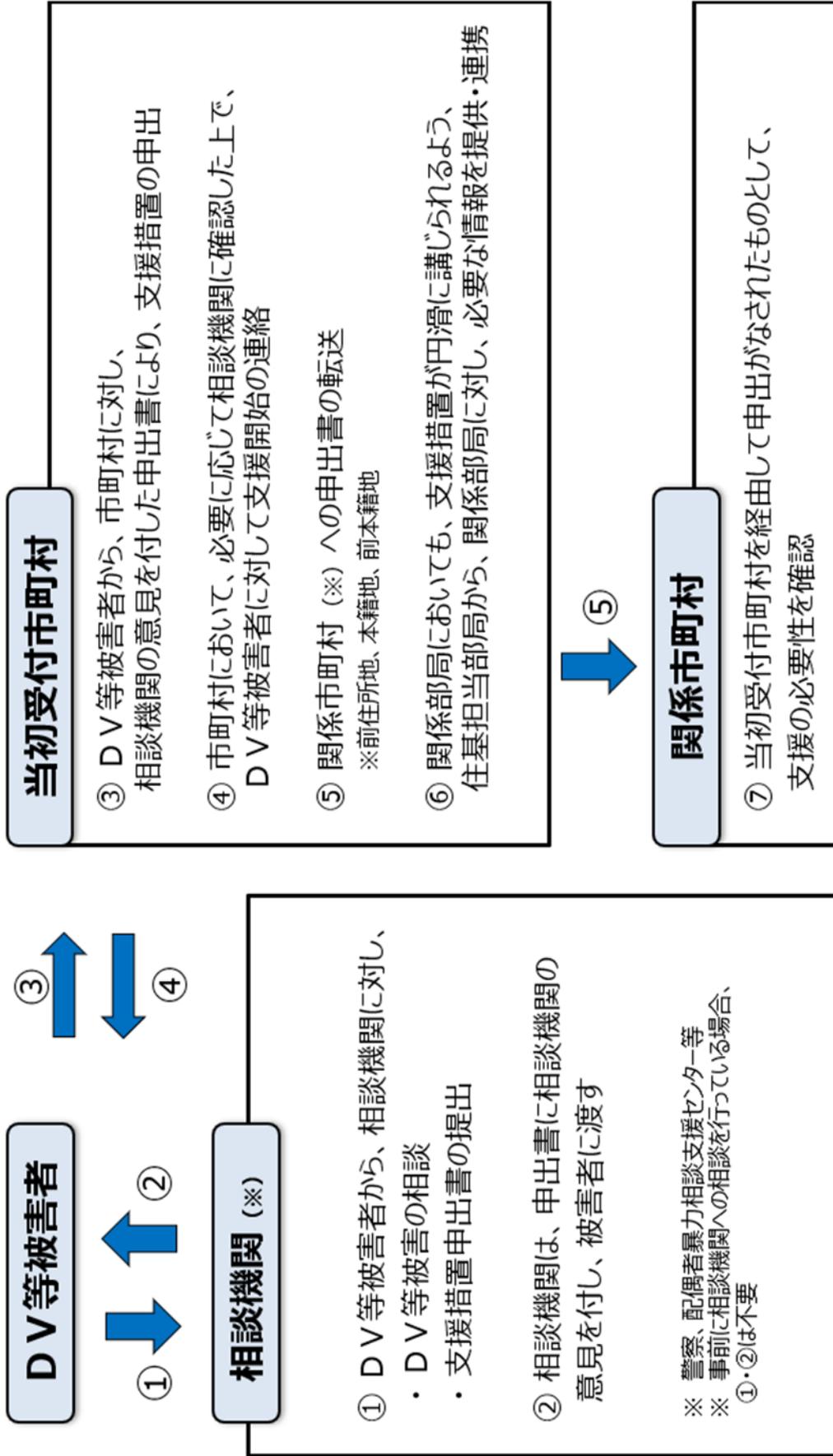
※1 DV等…ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為

※2 住民票の写し等の交付等…住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付

### DV等被害者支援措置の概要

- DV等の被害者が市町村長にDV等被害者支援措置を申し出て、当該市町村長が支援の必要性があると認められた場合、加害者からの住民票の写し等の交付等(※2)の請求が制限される。
  - \*住民基本台帳法(第11条の2、第12条、第12条の3、第12条の4、第15条の4、第20条、第21条の3)での措置
    - 請求が不当な目的によることが明らかでない場合や相当と認めることができない場合には、閲覧させない、交付しない。
  - \*住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(第4条第2項、第13条2項)、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令(第1条第2項、第10条)での措置
    - DV等被害者本人又はDV等被害者と同一世帯の者による住民票の写し等の交付等の請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる(通常の場合は明らかにさせる必要はない)。
- \*住民基本台帳事務処理要領での措置
  - 住民票の写し等の交付等(※2)の制限について具体的な支援措置を規定。
    - ①支援措置を受けることができる対象者
      - ・支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者
    - ②支援措置の内容
      - ・加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
      - ・支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
      - ・その他の第三者からの申出 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

## 住民基本台帳事務におけるDV等被害者支援措置の概要②



(参照)「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知)等

## 虚偽の住民異動届出の事例等

### 過去に挙動等を根拠として住民異動届の受理を拒否した事例

- 転入届があり、住所について市町村が保有する住居表示及び地番情報のリストを確認したところ、届出に記載された住所が存在しておらず、居住の事実がないことを確認したため、当該届出の受理を拒否した【兵庫県 自治体】
- 転入届があったが、担当課において、当該届出人からの届出については留意すべき取扱いとなっていることを職員が認識していたことから、聞取りを慎重に行う中で居住の事実も確認できなかつたため、当該届出の受理を拒否した【埼玉県 自治体】

### 窓口で確認している事項・オンライン化に対する懸念事項等

- 区画整理中の場所に住所を置こうとする者に対して、口頭での質問や図面への指差しなどの確認が発生したり、複数地番にまたがる住所の場合、図面等でお互いに確認しあって住所の認定を行っているが、住民本人は複数地番にまたがっていること、認識がなく、オンラインで正しく届け出ること、電話やメールで正しく説明をすることは困難。
- 部活動のために子ども住民票を隣の校区に移したい、居住実態のない家族の下などに住所を置きたいといった事例があるが、実際に窓口に来て届出がなされれば、やりとりの中で発覚することもあるが、オンラインで見抜くことができるか、疑問。
- 戸籍届等と併せて宿直に提出された住民異動届について、補正のため来庁を求めた場合、連絡が付いてもすぐに来庁してもらえず、補正に2～3週間を要する場合や、連絡すら付かない場合もあり、オンライン化された場合も同様のことが生じる懸念。

(※15:道府県内、17団体の住民担当課に聞取り)

### (参考)住所の認定に関する判例

- 昭和56年執行の滋賀県虎姫町(現・長浜市)の町議会選挙において、選挙時登録の際に架空転入(476人(有権者の約1割))が疑われる事情があったにもかかわらず、選挙管理委員会の調査が不十分であったとして、当該選挙が無効となった事件【S60.1.22 最高裁】
- 大阪市と八尾市の境界にまたがって建築されたマンションに居住し、八尾市に住民登録されていた者(原告)が、大阪市(被告)の敬老優待乗車証の取得目当てで、同じ部屋に居住したまま、大阪市(被告)に転入届を提出し、当該届出が不受理とされたため、当該不受理処分の取消し等を請求したが、同市の住所認定は適法であったなどと判断され、原告の請求が棄却された事例【H23.6.24 大阪地裁】

## 住民基本台帳の情報を基に行われている主な行政事務

住民基本台帳の情報の利用例	
行政事務	
選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上記録されている者について、登録日に選挙人名簿に登録する(公職選挙法第21条第1項)。</li> </ul>
住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村(道府県)内に住所を有する個人には、個人住民税が課される(地方税法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号)。</li> <li>個人住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日(同法第39条及び第318条)とされており、当該区域内に住所を有するかなど、納税義務の有無に関する事実の確認は、すべて1月1日の現況において行われる。</li> </ul>
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上60歳未満の者は、日本国内に住所を有するに至ったとき等に第1号被保険者の資格を取得し(国民年金法第8条)、日本国内に住所を有しなくなったとき等に第1号被保険者の資格を喪失する(同法第9条)。</li> <li>第3号被保険者を除く被保険者は、資格の取得及び喪失又は種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない(同法第12条第1項)。</li> </ul>
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第6条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、国民健康保険の被保険者(同法第5条第1項)とされ、都道府県の区域内に住所を有するに至った日からその資格を取得し(同法第7条)、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日の翌日等からその資格を喪失する(同法第8条)。</li> <li>世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない(同法第9条第1項)。</li> </ul>
学齢簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない(学校教育法施行令第1条第1項)</li> <li>学齢簿の編製は、市町村の住民基本台帳に基づいて行われる(同条第2項)。</li> </ul>
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当は、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)であって、日本国内に住所を有するもの又は留学等により日本国内に住所を有しないものを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等であって、日本国内に住所を有するもの等(別途所得要件あり。)に支給する(児童手当法第4条)。</li> <li>児童手当の支給要件に該当する一般受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならない(同法第7条第1項)。</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、法令で定める疫病について、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない(予防接種法第5条第1項)。</li> </ul>
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所内の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、保護を決定し、かつ、実施しなければならない(生活保護法第19条第1項)。</li> </ul>

## 転入届等を仮にオンライン化する場合の居住実態の確認方法①

居住実態の確認方法	手続の概要	主な留意事項
<b>案 1</b> 住所の位置情報の オンライン届出	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 転入者が、転入届・転居届と併せて、住所の位置情報 (GPS等) を届出</li> <li>② 市町村が、転入届・転居届の内容の審査及び位置情報の確認の上、届出を受理</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届け出られた位置情報が本人のものであることを確認できるか</li> <li>● 位置情報の改ざんの有無については、アプリケーションにより確認できる場合もあるが、それでは不十分な場合もある</li> </ul>
<b>案 2</b> 住居所有者の電子署名 を付した住居の 賃貸借契約書等の オンライン届出	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 転入者が、転入届・転居届と併せて、住居所有者等との賃貸借契約書 (住居所有者等の電子署名付き) や不動産の登記事項証明書を届出</li> <li>② 市町村が、転入届・転居届の内容の審査及び住居所有者等との契約書等の確認の上、届出を受理</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約書等の改ざんを防げるか</li> <li>● 住居所有者等との賃貸借契約書は、改ざん防止の観点から、住居所有者等の電子署名付きであることが望まれるところ、第三者から電子的に情報を受け付けられるようにするためには、制度的・技術的な基盤を新たに整備する必要がある</li> </ul> <p style="font-size: small;">〔 e-land registerに記録されており、住居及び住居所有者のデータは、「X-Road」 (政府開発のデータ連携基盤) でリアルタイムに連携されている。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住者自身が契約を行っていない場合 (例：未成年者、成年被後見人) について、どのように取り扱うか</li> </ul>
<b>案 3</b> オンラインで届け出られた 新住所への本人限定 受取郵便の受取	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村が、転入届・転居届で届け出られた住所に、本人限定受取郵便を郵送</li> <li>② 住民が、マイナポータルにおいて、①の郵便で通知された受付番号等を入力</li> <li>③ 市町村が、②の入力を確認し、転入届・転居届の内容を審査の上、届出を受理</li> </ol> <p style="font-size: small;">〔 例えば、シंगाポールでは、①オンラインで住所変更を申請すると、②新しい住所に、6桁のPINを含む書類が送付され、③再度オンラインで、送付されたPINを入力すると、④住所情報が更新される。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郵送コストがかかる</li> <li>● オンラインのみで手続が完結しない</li> <li>● 本人限定受取郵便の郵送など、市町村の事務負担について、どのように考えるか</li> <li>● 本人限定受取郵便の郵送に係る市町村の事務負担については、外部委託やCSによる送付先情報の一括作成等による軽減も可能か</li> <li>● マイナポータルの改修も必要</li> <li>● 本人からの届出後、本人限定受取郵便の送付・受取・マイナポータルからの入力が行われ、市町村が、転入届・転居届の内容を審査の上、届出を受理するまでは、当該住民を住民基本台帳に記録することができず、住民基本台帳の情報を基に行う他の行政事務の適正な執行に支障が生じる</li> </ul>

## 転入届等を仮にオンライン化する場合の居住実態の確認方法②

居住実態の確認方法	手続の概要	主な留意事項
<p><b>案 4</b></p> <p>市町村窓口にて代わる市町村の区域内の指定された場所への出頭</p>	<p>① 住民が、オンラインにより転入届・転居届をした後、一定の期間内に、市町村の区域内の指定された場所に出頭</p> <p>② 市町村が、出頭者が転入届・転居届をした住民と同一人物であることを、出頭者によるマイナンバーカードの利用者証明書電子証明書のPINの入力等により、確認</p> <p>③ 市町村が、転入届・転居届の内容を審査の上、届出を受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民は、市町村窓口以外でも手続が可能となる一方で、オンラインのみで手続を完結できない</li> <li>● 出頭者と転入届・転居届をした住民が同一人物であることを確認することができる機器や体制の整備など、市町村の事務負担について、どのように考えるか</li> <li>● 本人からの届出後、本人が指定された場所に出頭し、市町村が、転入届・転居届の内容を審査の上、届出を受理するまでは、当該住民を住民基本台帳に登録することができず、住民基本台帳の情報を基に行う他の行政事務の適正な執行に支障が生じる</li> </ul>
<p><b>案 5</b></p> <p>市町村による住基法第34条に基づく調査の徹底</p>	<p>① 市町村が、住基法第34条に基づく調査を行い、居住実態を確認した上で、転入届・転居届の内容を審査し、届出を受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村の事務負担が大幅に増大するおそれ</li> <li>● 大規模自治体では現実的に不可能ではないか</li> </ul>
<p><b>案 6</b></p> <p>電気、水道等の利用契約や利用状況による確認</p>	<p>① 市町村が、本人の同意を前提に、事業者等を通じて、電気、水道等の利用契約や利用状況を確認し、転入届・転居届の内容を審査の上、届出を受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者等の協力を得られるか</li> <li>● 事業者等から電子的に情報を受け付けられるようにするためには、制度的・技術的な基盤を新たに整備する必要がある</li> <li>● 転入者と契約者との同一性の確認は可能か</li> <li>● 居住者自身が契約を行っていない場合（例：未成年、成年被後見人）について、どのように取り扱うか</li> <li>● 届出の時点では契約未了の場合もあるのではないか</li> </ul>

## 転入届・転居届の際に併せて住民が行っている手続の例

項目	内容	根拠法令等
マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカードの券面の書換え、署名用電子証明書の更新	マイナンバー法第17条第2項～第4項、公的個人認証法第15条第1項第2号、第12条第1号、第3条
在留カード	在留カードの券面の書換え	出入国管理及び難民認定法第19条の9
国民健康保険	資格取得の届出※、保険者証の交付等※	国民健康保険法第9条第1項・第2項、同法施行規則第2条・第4条・第10条
後期高齢者医療保険	資格取得の届出※、保険者証の交付等※	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第1項・第3項、同法施行規則第23条
介護保険	資格取得の届出※、保険者証の交付※、要介護及び要支援認定の引継ぎ申請※	介護保険法第12条第1項・第3項、第12条第1項・第5項、第36条
障害福祉サービス	支給申請※、受給者証の交付※	障害者総合支援法第20条第1項、第22条第8項
国民年金	資格取得の届出※	国民年金法第12条第1項、同法施行規則第8条
児童手当	受給資格及び額の認定の申請※	児童手当法第7条、同法施行規則第6条第1項
児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当	住所変更の届出	児童扶養手当法施行規則第6条第2項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第6条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第8条
教育・保育給付	小学校就学前子どもの教育・保育給付の資格・区分の認定の申請※	子ども・子育て支援法第20条、同法施行規則第2条
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	居住地変更の届出、手帳への新住所の記載	身体障害者福祉法施行令第9条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条
区域外就学許可、就学義務猶予申請	区域外就学の届出※、発育不完全等の就学困難者の就学義務猶予又は免除の申請※	学校教育法第18条、同法施行令第9条、同法施行規則第34条
軽自動車税(種別割)	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付※	地方税法第463条の18第3項及び条例
印鑑登録	印鑑の登録※	条例

(注) ※は、転入届の際のみに行われている手続

(出典) 総務省調べ

## 転出届の沿革

- 住民登録法の時代においては、住民登録、国民健康保険、国民年金、選挙等の各種の行政ごとに別々に 住民に対して届出義務を課し、あるいは市町村において住民の状態を調査し、これらに基づき各行政ごとに台帳を作成することとされていたため、以下のような問題が指摘されていた。
  - 行政機関に対する住民からの届出は、必要最小限度にとどめるとともに、窓口の一元化、事務処理期間の短縮化等あらゆる措置を講じ、できるだけ住民の負担の軽減を図る必要があるにもかかわらず、住民の市町村に対する届出に関する制度が各種行政ごとに重複し、かつ、不統一である。
  - 住民の台帳に関する制度について、個々の行政ごとに、届出又は調査の結果に基づいて多数の台帳を調製することとされており、市町村における事務処理を複雑にしているのみならず、二元的な住民の実態把握を妨げている等の問題がある。
- このため、以下のような基本方針のもとに、住民台帳制度の合理化を図ることが適当とされた（住民台帳制度合理化調査会「住民台帳制度の合理化に関する答申」（昭和41年3月18日））。
  - ① 各種の台帳を統合し、新たに住民基本台帳を設け、これを各種行政の基本とすること。
  - ② 各種の届出を極力統合すること。
  - ③ 住民基本台帳を各種行政の基本とするため、常時誤りを発見して、訂正するための措置を講ずるとともに、毎年定期に住民の実態の調査を実施すること。
  - ④ 住民台帳に関する基本法を制定すること。
- 上記答申を踏まえ、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」（制定時の住民基本台帳法第1条）住民基本台帳法が制定された。
- 住基法は、第1条に規定された法の目的を実現するため、第21条において、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村の執行機関に対する届出等は、すべて住基法の第四章及び第四章の三に定める届出（転入届、転居届、転出届、転出届、世帯変更届等）によって行うべきの基本原則を明らかにしている。
- そして、この基本原則を具体化するために、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、国民年金法及び児童手当法施行規則において、転入、転出等の住民としての地位の変更に伴い市町村長への届出が義務付けられているものは、住基法の規定による届出をもってその法令の規定による届出が行われたものとするみなし規定が設けられ、届出の簡素化が図られている（「全訂住民基本台帳法逐条解説」参照）。
- また、選挙人名簿については、市町村は、選挙人名簿に登録された者が、市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合等には、直ちに選挙人名簿にその旨を表示し（公職選挙法第27条第1項）、その者が、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4カ月を経過したとき等は、直ちに選挙人名簿から抹消（同法第28条）するものとされている。

【デジタル社会形成整備法】(令和3年法律第37号)

転出・転入手続のワンストップ化

背景

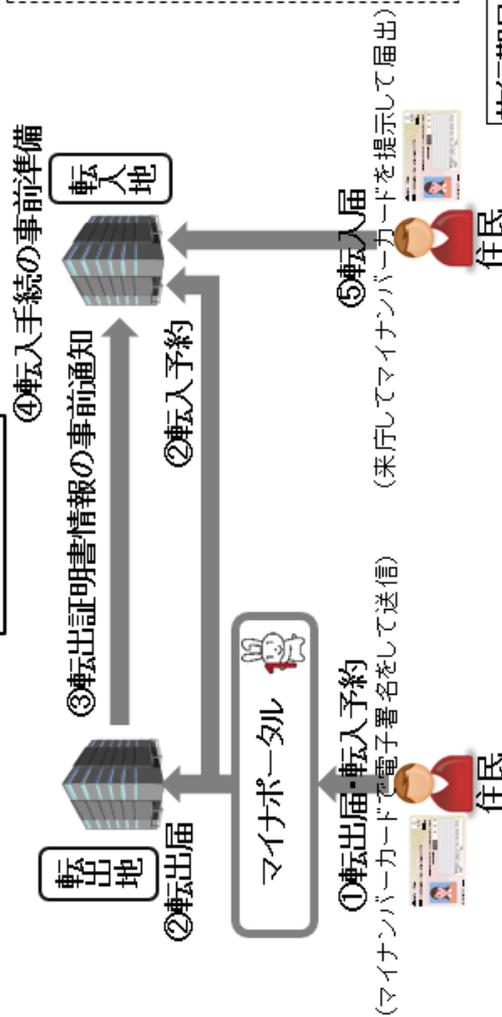
○ 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉  
窓口で届出書類を作成する時間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉  
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

## 住民の転出を契機として行われている手続・事務①

### 住民の転出を契機として行われている手続・事務に関する調査 (令和3年10月)

住民の転出 (国外への転出を除く。) を契機として、転出者又は転出地市町村が行うものとされている手続・事務に関し、転出届との関係や転入通知 (住民基本台帳法第9条第1項) による代替の可否について、各府省に調査。

手続・事務の名称	転出届との関係	根拠法令
国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 (被保険者の資格の喪失の届出、被保険者証等の返還、特別徴収義務者等に対する通知 等)	転出届があったときは、被保険者から、資格の喪失の届出があったものとみなす。被保険者は、併せて、被保険者証等を返還しなければならない。市町村は、転出届に伴い、特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合には、その旨を特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。等	国民健康保険法第9条、高齢者の医療の確保に関する法律第54条、介護保険法第12条、第138条 等
国民年金 (被保険者の住所変更の届出)	転出届があったときは、被保険者から、住所変更の届出があったものとみなす。	国民年金法第12条
児童手当 (受給事由消滅の届出)	転出届があったときは、受給者から、受給事由消滅の届出があったものとみなす。	児童手当法施行規則第8条
児童扶養手当 (住所変更の届出)	受給者は、住所の変更をしようとするときは、あらかじめ、届書を変更前の手当の支給機関に提出しなければならない。	児童扶養手当法施行規則第6条第1項
子どものための教育・保育給付・子育てのための施設等利用給付 (認定の取消し、支給認定証の返還 等)	認定を行った市町村は、認定保護者が、認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときは、認定を取り消すことができ、支給認定証の返還を求める。等	子ども・子育て支援法第24条第1項第2号及び第2項、第30条の9第1項第2号及び第2項 等
障害福祉サービス (支給決定の取消し、受給者証の返還)	支給決定を行った市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときは、支給決定を取り消すことができ、受給者証の返還を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項第2号及び第2項、同法施行規則第20条
原子爆弾被爆者の居住地の変更の届出	国内に居住地を有する被爆者健康手帳の交付を受けた者等は、国内において、居住地を移したときは、新居住地の都道府県知事に届け出なければならない。	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第3条 等
外国人住民の住所変更に係る市町村長から出入国留管理庁長官への通知	市町村長は、外国人住民に係る住民票の記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国留管理庁長官に通知しなければならない。	出入国管理及び難民認定法第61条の8の2

※ 住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、住基ネットを利用することにより、省略可能な手続もある。

## 住民の転出を契機として行われている手続・事務②

手続・事務の名称	転出届との関係	根拠法令
マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書書の失効	<p>以下の場合に失効する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が、転出届をした後、転入届を行うことなく、転出届で届け出た転出予定年月日から30日を経過し、又は転入をした日から14日を経過したとき。</li> <li>住民が、転出届をした後、転入地にマイナンバーカードの提出を行うことなく、転入届をした日から90日を経過し、又は転入地から転出をしたとき。</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第6項、同法施行令第14条第2号・第3号、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第29条第1項、第30条、第31条、第34条第1項</p>
マイナンバーカードの署名用電子証明書書の失効	<p>住民から転出届がされ、市町村が住民票を削除すると、失効する。</p>	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条及び第15条第1項第2号</p>
選挙人名簿（住所を有しなくなった旨の表示、抹消等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が、市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。</li> <li>市町村の選挙管理委員会は、上記の表示をされた者が、市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過するに至ったときは、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならぬ。</li> </ul>	<p>公職選挙法第27条第1項、第28条第2号等</p>
特別徴収対象被保険者の被保険者資格喪失の通知	<p>市町村は、転出届に伴い、特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合には、その旨を年金保険者及び特別徴収対象被保険者に通知する。</p>	<p>地方税法第718条の5第1項</p>
学齢簿の編製	<p>学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとされており、市町村の教育委員会は、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたときは、必要な加除訂正を行わなければならないものとされている。</p>	<p>学校教育法施行令第1条第2項、第3条</p>
印鑑登録	<p>転出者が、印鑑登録者識別カードを返還する。</p>	<p>各市町村の条例</p>

### 【転入通知（住基法第9条第1項）との関係について】

- 住民の所属が切り替わるタイミングが把握できれば事務処理が可能であるとする手続・事務がある一方で、事務処理に当たり、受給者の異動を正確に把握する必要や住民の転出のタイミングを把握する必要がある、住民を適切に管理する必要がある、制度そのものを見直す必要が生じる、とする手続・事務もあった。

## 住民基本台帳法の制定・改正経緯

### ①住基法制定以前

住民登録法に基づき、住民の居住関係の公証、各種行政事務の基礎として住民登録制度が運用されていた。

【課題】 住民の住所の変更等に関する届出及び住民に関する記録を行う台帳に関する制度が重複しかつ不統一であったため、住民にとって不便であるとともに、市町村における事務処理の合理化、能率化の上からも問題とされた指摘があった。

### ②住基法制定 (昭和42年)

住民の住所の変更等に伴う各種届出を一本化し、また、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うため住民基本台帳を設ける。

【課題】 社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等により、国民のプライバシー保護に対する関心が高まるという社会情勢の変化の中で、住民基本台帳制度についても、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の制度の見直しを中心に種々の問題点が指摘され、住民に関する記録の適正な管理が強く求められる。

### ③住基法改正 (昭和60年)

原則公開とし、不当な目的によることが明らかとなるとき等には、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付の請求を拒否できるとされた。

【平成11年改正の背景】

- ・ 高度情報化社会の急速な進展
- ・ 地方公共団体の広域的な連携や調整の要請
- ・ 行政の合理化の要請 等

#### ④住基法改正（平成11年）

住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための住民基本台帳ネットワークシステムを整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる。

○住民基本台帳ネットワークシステムに関する事項

- ・ 住民票の記載事項として「住民票コード」を追加
- ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化（住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化）
- ・ 本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）の処理及び利用（市町村長からの本人確認情報の通知、都道府県知事の事務、指定情報処理機関の事務）
- ・ 本人確認情報を保護するための措置（本人確認情報の利用・提供の制限、関係職員等の秘密保持義務、住民票コードの告知要求制限、住民票コードの利用制限 等）

○住民基本台帳カードに関する事項

○閲覧の対象を、住民基本台帳の一部の写し（氏名、生年月日、性別、住所の4情報）に限定。

**【閲覧制度改正の背景】**

- ・ 不当な目的の場合等には請求を拒否できるととされているとしても、その審査基準等が不明確なこともあり市町村の審査がまちまちとなっていること
- ・ ダイレクトメールなどの営業活動のために大量に閲覧され広く利用されていること
- ・ 制度を悪用したと考えられる事件が発生していること 等

**⑤住基法改正（平成18年）**

何人でも閲覧を請求できるといって現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築。

- 閲覧することができる場合を限定
  - ・ 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
  - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
  - ・ 公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの
- 閲覧の手続等の整備
  - ・ 閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示
  - ・ 閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化
  - ・ 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
  - ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
  - ・ 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表 等
- 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化（過料の引上げ、刑罰規定の新設）
- 平成18年11月1日施行

#### 【住民票の写し等の交付制度改正の背景】

- ・ 閲覧制度の改正に係る国会審議に際して、住民票の写し等の交付制度については、「個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること」との衆参両院の附帯決議が行われた。
- ・ なりますしによる転出・転入や住民票の写し等の不正取得事件が発生していること 等

### ⑥住基法改正（平成19年）

何人でも住民票の写し等の交付を請求できるといふ現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図る。

- 住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定
  - ・ 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
  - ・ 国・地方公共団体の機関による請求
  - ・ 住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求  
（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など）
- 住民票の写し等を交付する際の本人確認について規定
- 転出・転入等の届出の際の本人確認について規定
- 偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付に対する制裁措置の強化（過料の罰金化等）
- 平成20年5月1日施行

【平成21年改正の背景】

- ・我が国に入国・在留する外国人の増加、国内での転出・転入の増加等を踏まえ、市町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供するための基盤を整備する必要性が高まっている。
- ・電子政府・電子自治体の基盤である住民カードについて、引越しをしても引き続き使用できるように要請が高まっていること 等

## ⑦住基法改正（平成21年）

### 1. 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

※ 出入国管理及び難民認定法（入管法）等の改正法により、外国人登録法を廃止

- 日本の国籍を有しない者を適用除外とする現行の規定を改正し、外国人住民を本法の対象に追加
  - ・転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とする
  - ・外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る
- 外国人住民に係る住民票の記載事項、外国人住民となった者の届出などの特例について規定
- 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合の法務大臣から市町村長への通知について規定
- 施行は、入管法等改正法の施行の日（公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日）

### 2. 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。

- 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
- 転入地の市町村長によるカード記載事項の変更等の手続について規定
- 施行は、公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日

【平成25年改正の背景】

- ・ 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）が制定され、社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、その基盤となる住民基本台帳制度の改正が必要となった等

⑧住基法改正（番号利用法関連整備法制定）（平成25年）

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所（4情報）、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け
- 平成27年10月5日施行

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正
- 平成28年1月1日施行

3. 指定情報処理機関制度を廃止

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組を廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定
- 平成27年10月5日施行

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除
- ただし、交付済の住民基本台帳カードについては、有効期間満了までは有効なものとして取り扱う
- 平成28年1月1日施行

### 【令和元年改正の背景】

- ・デジタル化の進展により、国外転出者がオンライン上で本人確認を行うニーズが高まっていることや、所有者不明土地問題等への対応など「過去の居住関係」が公証されることへのニーズが高まっていることなどを踏まえ、デジタル手続法（※）において、住民基本台帳法の一部が改正された。

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

## ⑨住基法改正（デジタル手続法制定）（令和元年）

### 1. 国外転出者の本人確認情報の公証

- 国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現するための改正

- 戸籍の附票の記載事項を追加

【改正前】氏名・住所⇒【改正後】4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、住民票コード

- 附票情報連携システムの構築

- ・国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
- ・国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

- 公布の日（令和元年5月31日）から5年以内で政令で定める日から施行  
（戸籍の附票への性別、生年月日の追加は、公布の日から3年以内で政令で定める日から施行）

### 2. 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証

- 「住民票の除票（簿）」、「戸籍の附票の除票（簿）」を法律に位置付け  
（保存期間の延長については、法改正と併せて政令を改正 【改正前】5年間⇒【改正後】150年間）

- 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化

- 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定

- 公布の日（令和元年5月31日）から20日が経過した日から施行  
（5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日の翌日から適用）